資料１

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

第３４次地方制度調査会　第１１回専門小委員会ヒアリング

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の実現に向けて

－「特別市」制度の意義、財政への影響に関する考え方－

令和８年１１月９日

川崎市副市長　三田村 有也

人口減少時代を見据えた制度改革の必要性

人口減少時代においても、
持続可能な行政サービスを提供し続ける

－そのために必要な制度改革－

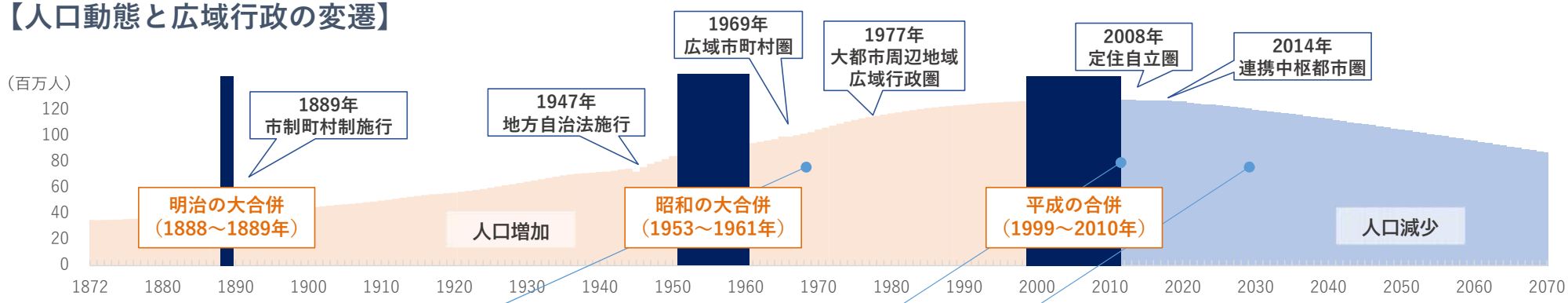
1　人口減少・少子高齢化、人材不足の深刻化などにより、
我が国の地方自治制度は大きな転換点を迎えている。

2　川崎市は指定都市市長会と連携し、将来課題への対応策として、
多様な大都市制度の実現を目指し、**「特別市制度」**を提案している。

3　地方行政を取り巻く環境が大きく変化する中、
持続可能な行政サービスの提供に向けた地方行政体制の構築は**喫緊の課題**となっており、**大都市制度の在り方**や**特別市制度の意義**について、
更なる議論の深まりが必要な状況にある。

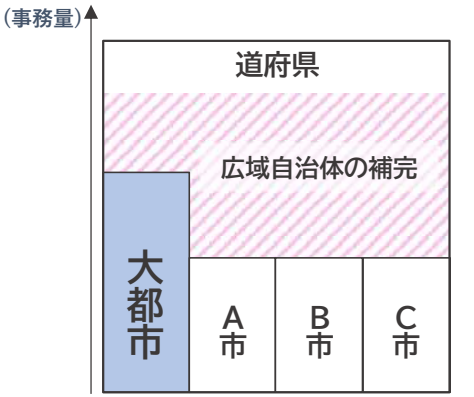
人口動態と地方行政体制の変遷

【人口動態と広域行政の変遷】

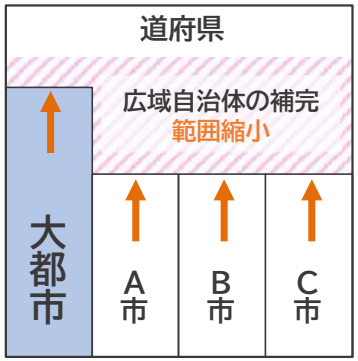


第34次地方制度調査会第8回専門小委員会 資料5 を参考に作成

【分権改革・平成の合併前】

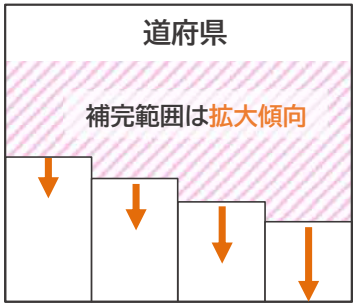


【分権改革・平成の合併後】

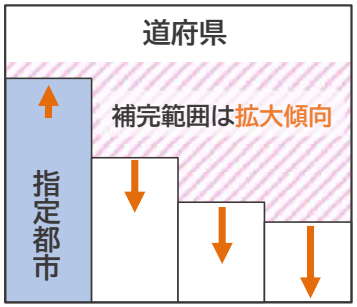


【将来見込】

指定都市がない県



指定都市がある道府県

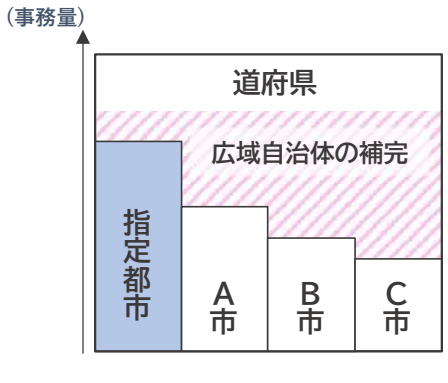


- **指定都市**には、既に**幅広い権限移譲**が進んでおり、**道府県による補完を前提とする必要性は相対的に低い。**
- 一方、人口減少時代においても基礎自治体の業務が複雑化・多様化する中、**広域自治体の補完の範囲は今後も拡大見込み**
- 将来の持続可能な行政サービス提供にあっては**地域の実情に合わせた地方行政体制の構築が必要**

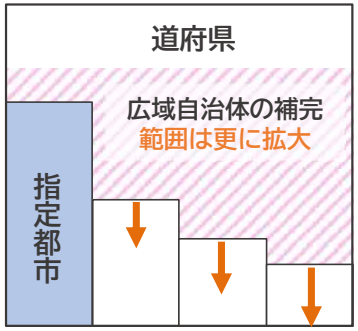
地方行政体制の選択肢の一つとしての特別市

将来の地方行政体制の構築に向けては、都道府県の在り方も含めた検討が必要であり、特別市はその具体的な選択肢の一つ

現在

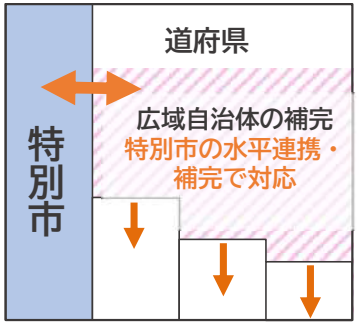


将来

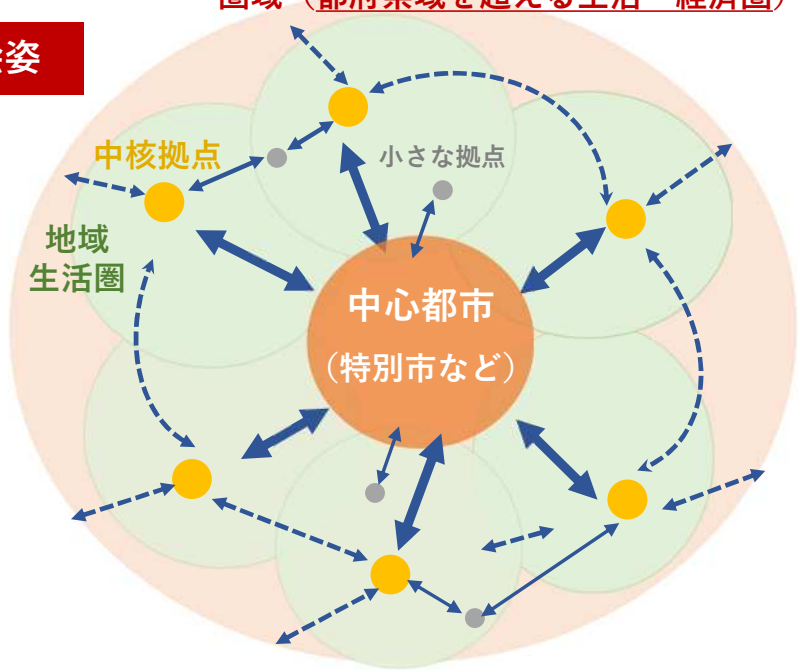


※ なお、**大都市がない道府県は**
さらに補完範囲が拡大する可能性

選択肢の一つとしての特別市



将来の絵姿



行政区域に捉われない複層的な広域連携

財政への影響を考えるにあたっての基本認識１

社会保障関連費の増大と都市基盤の更新が多くの人口を抱える指定都市の財政需要を押し上げる



社会保障関連費の増大

・高齢化に伴い医療・介護需要

・障害福祉・生活支援など



都市基盤の維持更新

・道路・橋りょう・上下水道

・公共施設の老朽化

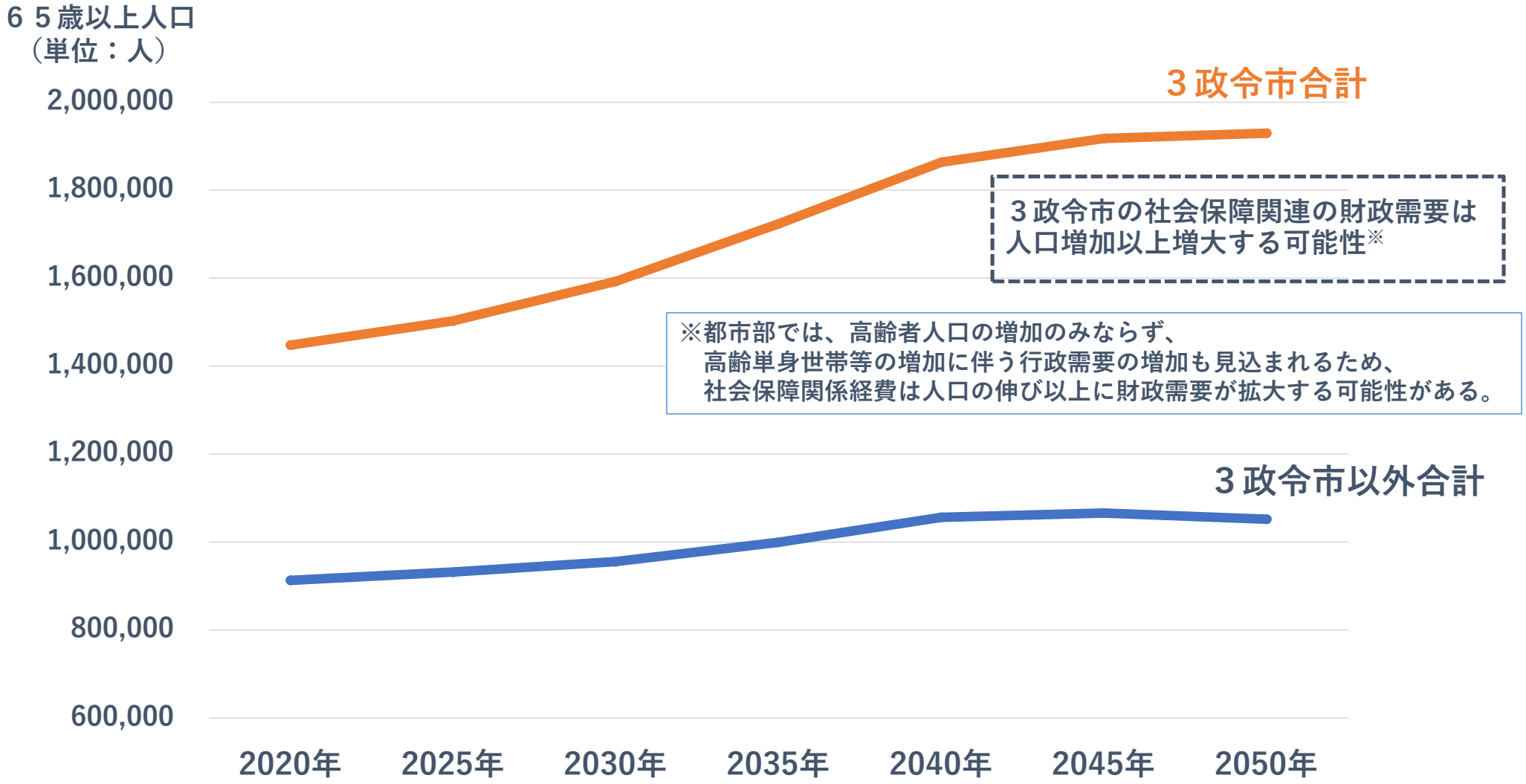
・防災・減災対策など

今後、大都市の財政需要はさらに拡大

- 多くの人口を抱える指定都市では、今後は人口減少が進行する一方で、**高齢化率は急速に増加**することが見込まれており、**社会保障関係経費も増大**することが想定されている。
- 多くの大都市は、**高度経済成長期に集中整備したインフラの更新時期**を迎えており、財政面での影響が懸念される。

今後の財政需要の増大を踏まえ、戦略的な都市経営を支える地方税財政制度の構築が重要な課題

【参考】神奈川県内の６５歳以上人口の将来推計

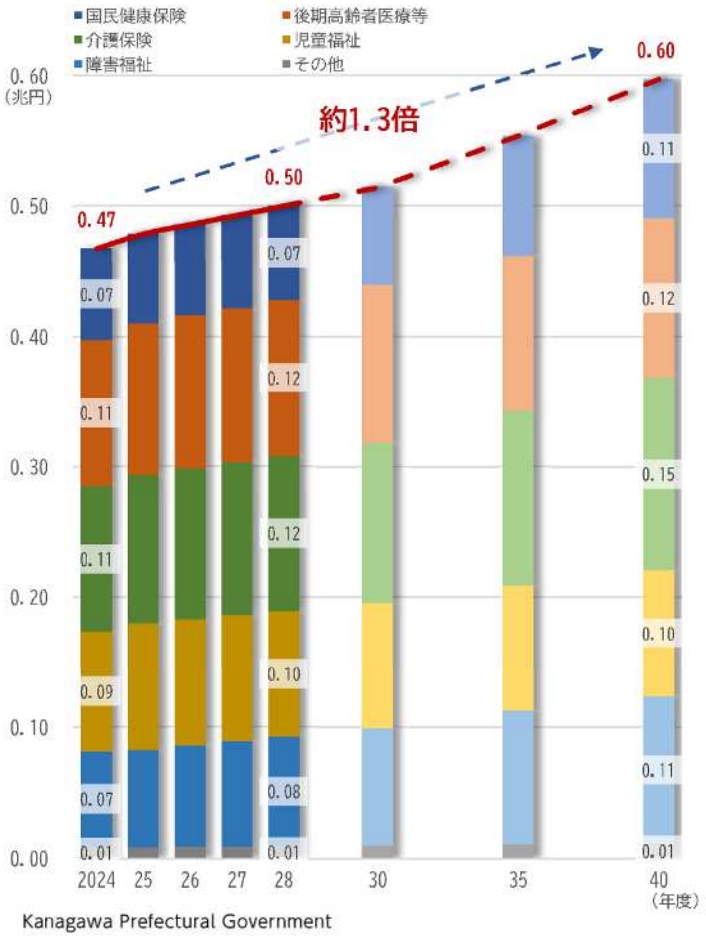


※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和５（2023）年推計）より作成

【参考】神奈川県の中長期の財政見通し

介護・医療・児童関係費

0.47兆円（2024年度予算）▶ 0.50兆円（2028年度推計値）▶ 0.60兆円（2040年度推計値）



Kanagawa Prefectural Government

●介護・医療・児童関係費は、引き続き増加傾向であり、年平均1.5％で増加し、2040年度には2024年度の約1.3倍に増加します。

区分	2024 (a)	2028	2040 (b)	伸び率 (b-a)/a	伸び率 年平均
国民健康保険	0.07兆円	0.07兆円	0.11兆円	53.5%	2.7%
後期高齢者医療等	0.11兆円	0.12兆円	0.12兆円	8.2%	0.5%
介護保険	0.11兆円	0.12兆円	0.15兆円	32.5%	1.8%
児童福祉	0.09兆円	0.10兆円	0.10兆円	5.6%	0.3%
障害福祉	0.07兆円	0.08兆円	0.11兆円	54.4%	2.8%
その他	0.01兆円	0.01兆円	0.01兆円	27.7%	1.5%
合計	0.47兆円	0.50兆円	0.60兆円	27.9%	1.5%

●国民健康保険、後期高齢者医療等、介護保険は、高齢者人口の増加により、2024年度計0.29兆円から2040年度計0.38兆円と大きく増加します。

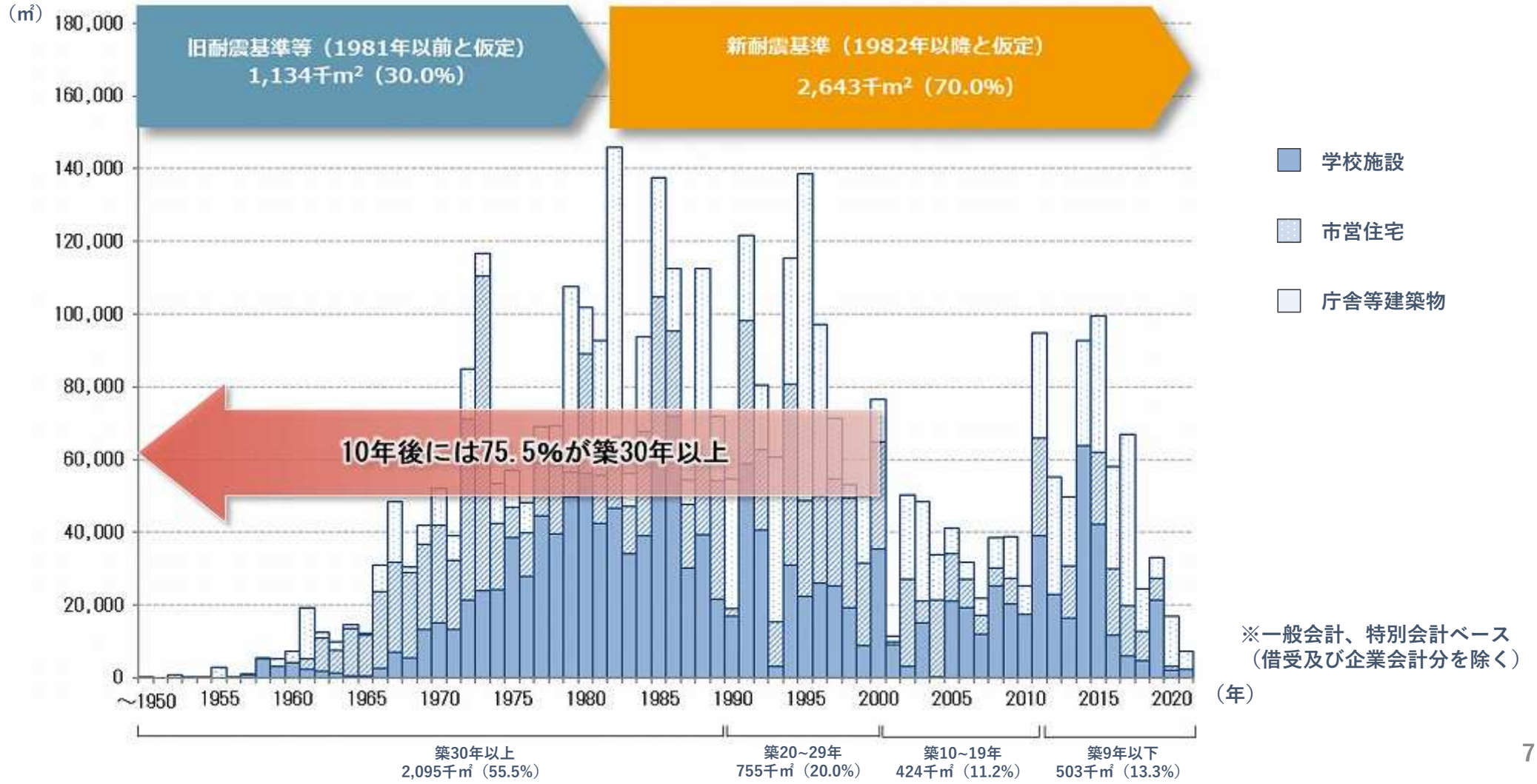
●児童福祉は、年少人口は減少していきますが、過去の増加傾向から増加します。
（2024年度920億円　⇒　2040年度970億円）

●障害福祉は、過去の実績同様、今後も増加します。

神奈川県「中長期の財政見通し」（2024年2月）から抜粋

【参考】本市の公共施設の老朽化状況

【 川崎市公共建築物の建築年別床面積（令和３(2021)年3月末現在）】

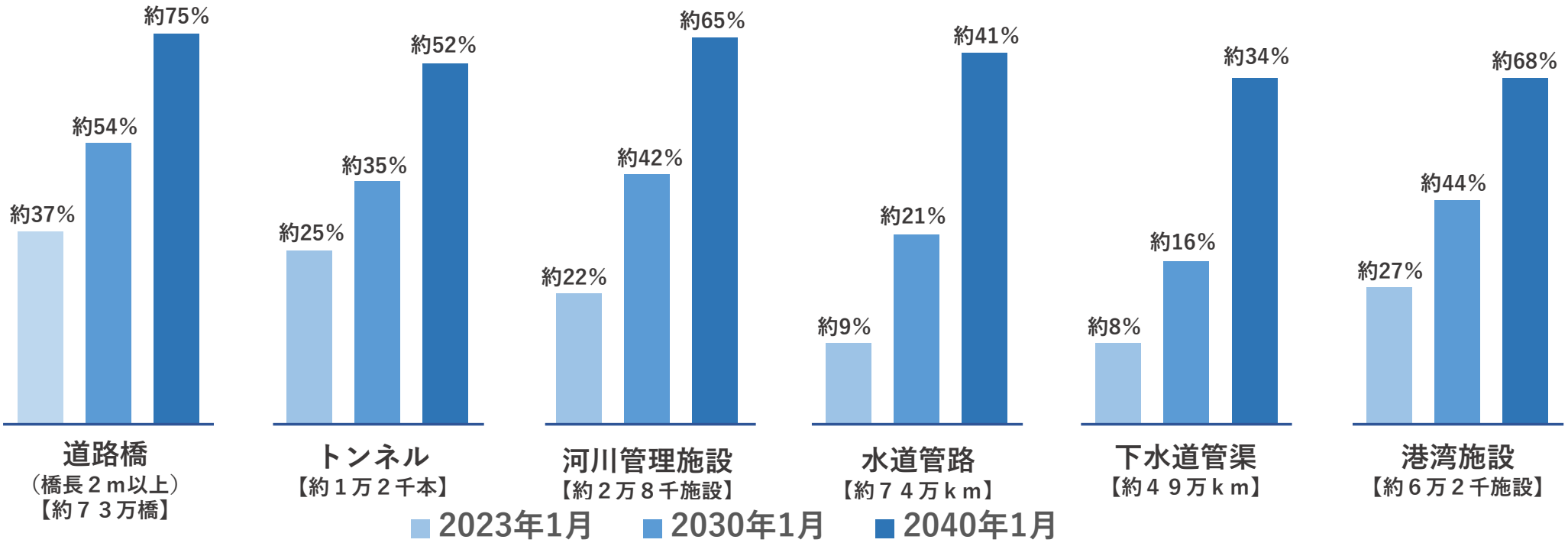


※一般会計、特別会計ベース
（借受及び企業会計分を除く）

【参考】国全体の社会資本の老朽化状況

負担を分かち合う住民が減少する中、高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建築後　５０年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

建築後50年以上経過する社会資本の割合（2023年３月時点）



出典：国土交通省ホームページ

財政への影響を考えるにあたっての基本認識２

道府県から事務・権限を引き継ぐことは、行政責任を引き継ぐこと

特別市への移行	● 行政責任と財源を一体的に担う。（責任の所在の一本化） 大都市行政を一元的に担い、必要な投資を自ら判断・実行 ● 移管される事務に伴う社会保障関連経費なども含めて特別市が対応
道府県	特別市に移管される事務を除き、広域行政・市町村支援などの役割を担う。

特別市が引き継ぐ行政責任

- 特別市は、市の財政規模の拡大を目的とするものではなく、道府県から移管される事務や行政責任を、それに対応する財源とともに引き継ぎ、持続可能な都市経営を実現するための制度である。
- また、福祉や教育分野等では、市が実施主体となっている事務についても、都道府県は市の事業に伴う法定負担を行うものが多く存在している。
- 特別市は、移管された財源により、こうした事務や負担も担っていくこととなるため、特別市への移行が道府県や道府県内市町村に重大な影響を及ぼすとの見解については、財政試算の前提条件や事務執行の実態を踏まえた検証が必要である。

「特別市」が実現した場合の財政試算（「特別市に関する三市の考え方」令和８年9月　横浜市・川崎市・相模原市 公表）

神奈川県内三市の試算結果（財政シミュレーション）

今回の試算の前提条件

（神奈川県令和５年度決算（普通会計）により試算）

- 歳出：「地方財政状況調査（都道府県分）」の調査表における神奈川県の目的別歳出額（財源内訳のうち「一般財源等」）を対象として、関連する統計データに基づき按分して算出
 （例：民生費は65歳以上人口・身体障害者手帳交付数・国民健康保険被保険者数・人口、公債費は人口・面積　等　）
- 歳入：神奈川県県税統計における「県税決算額の市町村別税収額（推計）」を基礎とし、各市の割合等を用いて算出
- 歳入・歳出ともに一般財源への影響に着目したシミュレーションを実施

試算結果

	横浜市	川崎市	相模原市	（参考）三市移行
三市の収支	▲ 41億円 （うち交付税＋66億円）	＋ 93億円 （交付税増減なし）	▲ 119億円 （うち交付税＋170億円）	－
神奈川県の収支	＋ 41億円 （うち交付税▲66億円）	▲ 27億円 （うち交付税＋67億円）	＋ 119億円 （うち交付税▲170億円）	＋ 134億円 （うち交付税▲170億円）

- 横浜市、川崎市、相模原市がそれぞれ特別市に移行した場合の影響について、シミュレーションを実施
- このうち、川崎市が特別市に移管した場合の県の財政への影響は▲27億円という試算結果

移管される歳出額の試算結果（川崎市が「特別市」に移行した場合）

【歳出額（一般財源等）】　単位：千円(表示単位未満は四捨五入)

目的別区分	移行前 神奈川県	移管額 川崎市分	按分基準
議会費	3,631,974	621,068	議員定数
総務費	170,263,919	28,434,074	人口
民生費	483,857,764	67,628,665	人口、65歳以上人口、国民健康保険被保険者数、身体障害者手帳交付台帳登載数、15歳未満人口
衛生費	40,322,253	4,636,315	人口
労働費	3,900,691	651,415	人口
農林水産業費	17,425,701	1,428,907	農林漁業就業者数
商工費	33,490,461	4,487,722	卸・小売事業所数
土木費	37,994,602	1,438,135	行政面積、入港船舶数、県営住宅戸数
警察費	186,411,788	27,588,945	警察署数
教育費	274,903,752	18,564,575	人口、県立高等学校数、県立特別支援学校数、公立学校数、私立学校数
災害復旧費	230,483	38,491	人口
公債費	299,247,039	39,472,315	人口、行政面積
税交付金	294,146,988	0	
合計	1,845,827,415	194,990,626	

＜ 算出例（社会福祉費） ＞

民生費	移行前 神奈川県	移管額 川崎市分	按分基準
社会福祉費	139,631,815	18,607,276	国民健康保険保険者数、身体障害者手帳交付台帳登載数
老人福祉費	218,777,676	28,878,653	65歳以上人口
児童福祉費	121,650,161	20,142,269	15歳未満人口
生活保護費	3,795,318	0	－
災害救助費	2,794	467	人口
合計	483,857,764	67,628,665	

国民健康保険特別会計への繰出金を除く全額が障害者福祉と仮定

48,510,720（特別会計への繰出金）　決算統計29表より　×　14.7%（国民健康保険被保険者数按分）　国民健康保険実態調査より　≒　7,131,076千円

91,121,095（上記以外）　×　91.264…%（大都市特例事務を考慮した割合）　県予算書より推計　×　13.8%（障害者手帳数按分）　福祉行政報告例より　≒　11,476,200千円

18,607,276千円

（※）大都市特例事務の考え方

- 大都市特例事務として既に指定都市へ移譲されている事務は、試算に当たり考慮している。
- 項目全体を対象外とする場合（例：生活保護費）のほか、項目の一部を除外する必要がある場合（例：障害者福祉のうち精神通院など）は、県の予算書等を用いて推計した。

移管される歳入額の試算結果（川崎市が「特別市」に移行した場合）

【歳入額（一般財源等）】　単位：千円(表示単位未満は四捨五入)

区分	移行前	移管額	按分基準
	神奈川県	川崎市分	
地方税	1,349,970,733	203,518,357	標準税収入額等及び超過課税決算額に「令和５年度県税決算額の市町村別税収額（推計）」の川崎市の県税割合を乗じて算出
地方譲与税	176,942,020		
地方特例交付金	4,306,970		
交通安全対策特別交付金	1,129,338		
地方交付税	153,816,946	143,101	普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額により算出、特別交付税は基準財政需要額の割合で按分
(※)分担金及び負担金	215,378	0	経常的一般財源を人口で按分
(※)使用料	2,339,090	346,086	
(※)手数料	6,709,760	0	
(※)国庫支出金	42,265,749	0	
(※)財産収入	5,684,096	306,190	
(※)繰入金	45,598,989	0	
(※)繰越金	26,730,480	0	
(※)諸収入	15,031,175	1,181	
臨時財政対策債	58,901,000	－	地方交付税と一体で算出
合計	1,889,641,724	204,314,915	

(参考)法人二税(法人県民税、法人事業税)への影響

・ 本試算では、個別の税の移管額は算出していないが、神奈川県公表の「令和5年度県税決算額の市町村別税収額(推計)」によると、川崎市内の法人県民税が44億円、法人事業税が533億円となっている。

＜ 算出例①（地方税等） ＞

1,202,565,719 × 16.51% ≒ 198,543,600千円
（標準税収入額等）　（県税統計より）

30,131,777 × 16.51% ≒ 4,974,756千円
（超過課税決算額）　（県税統計より）

203,518,357千円

＜ 算出例②（特定財源） ＞

項目	決算額	臨時的一般財源等	経常的一般財源等
分担金及び負担金	215,378	215,378	0
使用料	2,339,090	266,717	2,072,373
手数料	6,709,760	6,709,760	0
国庫支出金	42,265,749	42,265,749	0
財産収入	5,684,096	3,850,621	1,833,475
繰入金	45,598,989	45,598,989	0
繰越金	26,730,480	26,730,480	0
諸収入	15,031,175	15,024,104	7,071

2,072,373 × 16.7% ≒ 346,086千円
（使用料）　（R2国勢調査人口按分）

（※）特定財源の考え方

- 特定財源についても、統計上一般財源として整理されている部分は移管対象とした。
- 「臨時的一般財源等」は、土地売払収入や返納される国庫支出金等を含むことから、対象外とした。
- 令和４年度に神奈川県が実施した試算においても、国庫支出金や繰入金は移管対象外とされている。

移管される普通交付税の試算結果（川崎市が「特別市」に移行した場合）

【基準財政需要額】　単位：千円（表示単位未満は四捨五入）

費目	移行前	移管額	按分基準
	神奈川県	川崎市分	
警察費	124,822,256	18,473,694	警察署数
土木費	14,336,857	912,031	人口、行政面積、入港船舶数
教育費	259,186,927	21,749,218	人口、県立高等学校数、県立特別支援学校数
厚生労働費	466,647,952	62,078,657	人口、65歳以上人口、歳出における社会福祉費や衛生費の川崎市割合
産業経済費	16,280,866	1,879,363	農林漁業就業者数、卸・小売事業所数
総務費	34,613,693	5,761,543	人口
地域の元気創造事業費	4,449,162	743,010	人口
人口減少等特別対策事業費	7,223,594	1,206,340	人口
地域社会再生事業費	3,512,496	586,587	人口
地域デジタル社会推進費	2,478,561	413,920	人口
臨時経済対策費	5,695,278	951,111	人口
臨時財政対策債償還基金費	10,496,285	1,752,880	人口
公債費	168,131,530	26,647,048	人口、行政面積
包括算定経費	42,721,113	6,904,610	人口、行政面積
合計	1,160,596,570	150,060,013	

【基準財政収入額】　単位：千円（表示単位未満は四捨五入）

費目	移行前	移管額	按分基準
	神奈川県	川崎市分	
基準財政収入額	949,213,938	156,715,221	県の基準財政収入額に「令和５年度県税決算額の市町村別税収額（推計）」の川崎市の県税割合を乗じて算出

【交付基準額】

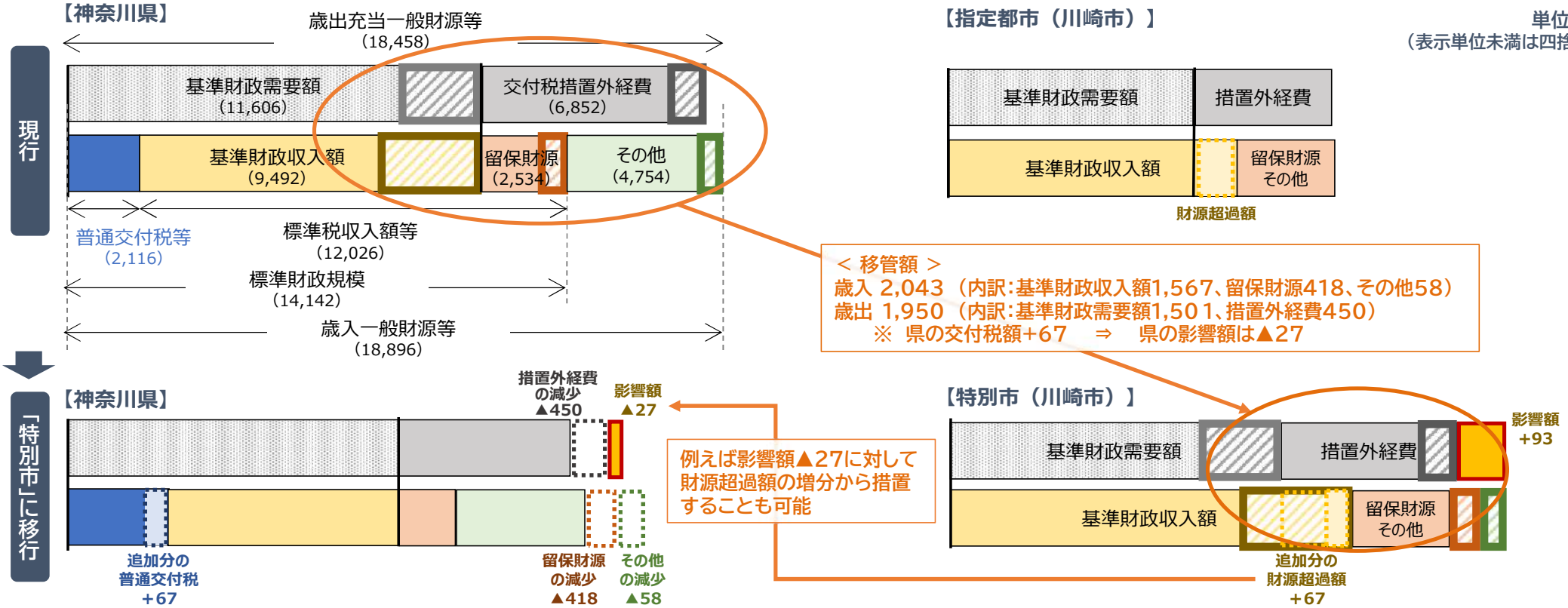
費目	移行前	移管額
	神奈川県	川崎市分
交付基準額	211,382,632	▲6,655,208

単位：億円（表示単位未満は四捨五入）

＜ 普通交付税 移管額 ＞
基準財政収入額1,567 － 基準財政需要額1,501
＝ ＋67（ 財源超過額の増加）

⇒ 県の交付税額は+67

県からの移管額等の図式化（川崎市が「特別市」に移行した場合）



論点① ： 普通交付税等

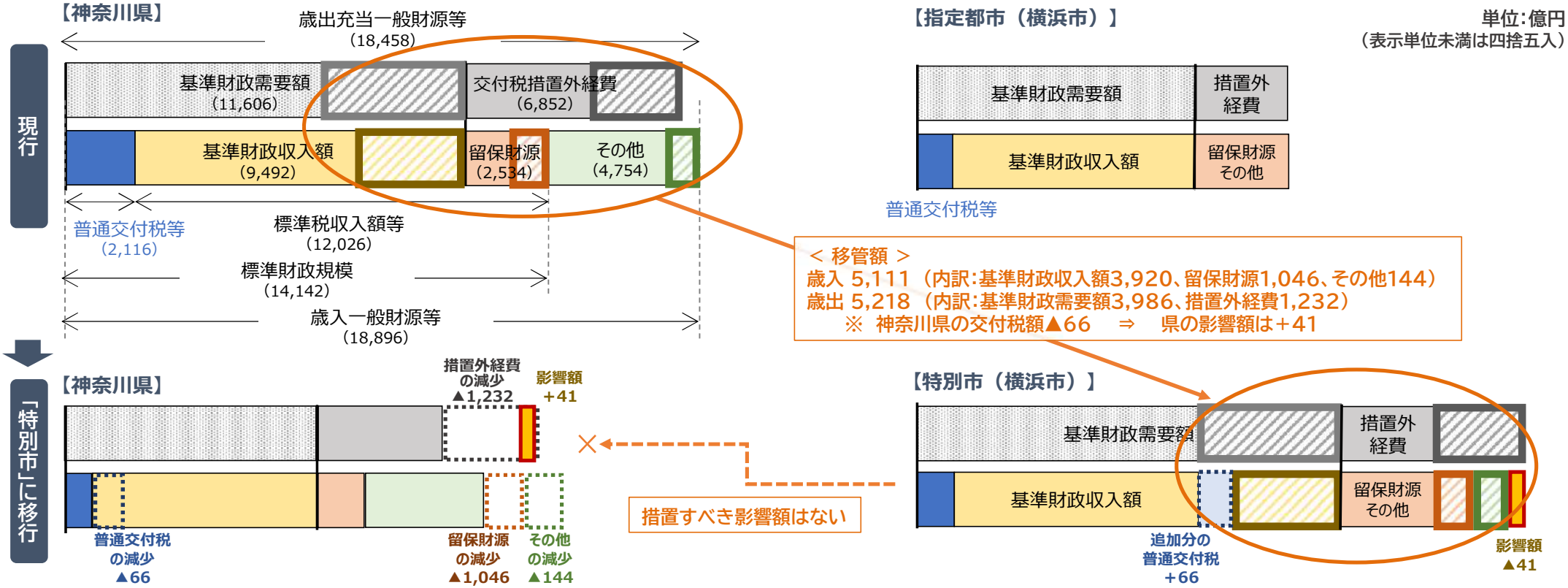
- 移管される基準財政需要額＜基準財政収入額となるため、県の交付税は増加
- 一方、川崎市は不交付団体であるため、県の交付税増加額と同額の財源超過額が増加。

論点② ： 影響額

- 留保財源や交付税措置外経費の増減の差額が影響額
- 図は、特別市から交付金措置を行う場合のイメージ
- なお、実際の算定にあたっては、基準財政需要額と同様に、「あるべき額」を基礎とした「標準的経費にかかる地方交付税措置外経費」を対象とするなどの手法が考えられる。

（参考）県からの移管額等の図式化（横浜市が「特別市」に移行した場合）

川崎市の場合と異なり、県の交付税額が減少するケース



論点① ： 普通交付税等

- 移管される基準財政需要額＞基準財政収入額となるため、県の交付税は減少。
- 一方、同額が横浜市で増えることとなるため、交付税財源への影響はない。

論点② ： 影響額

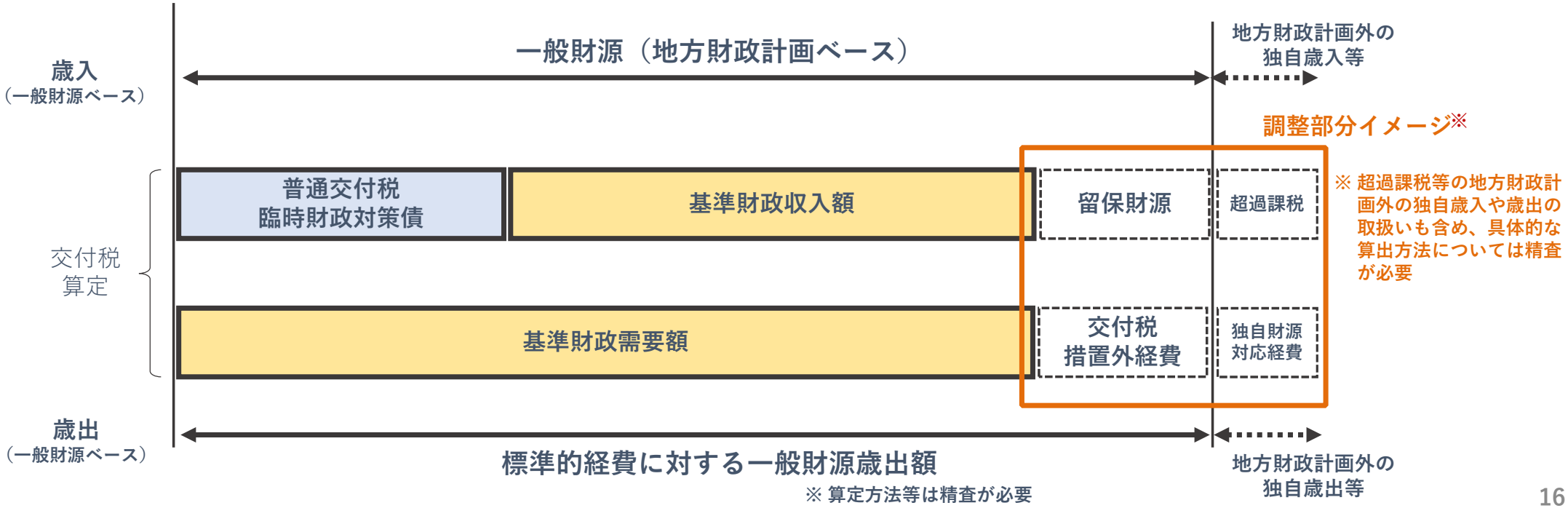
- 今回の試算は、現行事務をそのまま按分した場合の試算である。
- 特別市移行後の効率化効果等は反映していない。

財政調整の仕組みについて

財政調整の仕組みイメージ

- 移管に伴う**留保財源と交付税措置外経費の双方の増減額**を比較し、**留保財源の減少額が大きくなる部分**について措置を検討する。
- 交付税措置外経費は、あくまでも**「標準的経費に係る交付税措置外経費」を対象として**考えるべきである。
- 超過課税等の地方財政計画外の独自歳入や歳出の取扱いも含め、具体的な算出方法については更なる**精査が必要**である。

イメージ図

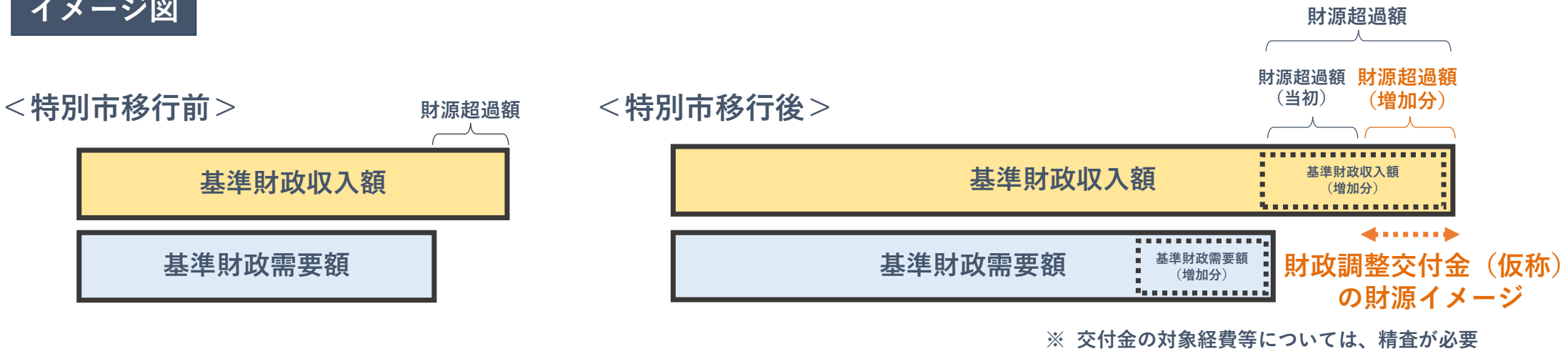


特別市の財源超過額が増加する場合の措置例

財政調整交付金（仮称）による調整イメージ

- 留保財源等の変動状況を踏まえ、調整が必要とされた部分について、特別市に移行することにより、特別市の普通交付税算定上の財源超過額が増加する場合に、**移行によって増加した普通交付税算定上の財源超過額の範囲内で措置**することを基本とする。
- 上記範囲を措置可能な総額とし、現在は県が実施している**広域的な事務等に要する経費への財政措置**として「財政調整交付金（仮称）」を特別市から道府県に交付することも考えられるが、その具体的な制度設計については今後更なる精査が必要である。

イメージ図



※ 交付金の対象経費等については、精査が必要

留保財源への影響を抑える手法例

留保財源割合の引上げによる調整イメージ（例：県費負担教職員の市費移管における措置）

（前提条件）歳出：標準的な経費 １兆円　　歳入：県税収入 １兆円　と仮定
・2,000億円（交付税措置対象）の税収入・事務事業を移譲
・移譲分の100％を基準財政需要額・基準財政収入額から控除



県費負担教職員の市費移管に伴い個人住民税が２％移管された際の措置も参考に、
必要額を精査した上で留保財源比率を柔軟に設定することにより、影響を抑制できる可能性がある

その他参考となる過去に実施された調整手法例

その他の手法による調整イメージ（例：市町村合併における措置）

【普通交付税算定上の合併算定替を参考とした措置】

- 合併算定替とは、合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額が、**合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないよう**、算定することとされた措置（一定期間の激変緩和措置）
- 当該措置を参考に、特別市が区域外となった場合の地方交付税への影響を軽減する手法を検討することも考えられる。

【合併特例債を参考とした措置】

- 合併特例債とは、市町村の合併で必要となる事業に対し、事業の財源として活用可能な地方債であり、**合併市町村のまちづくりのための建設事業**や**合併市町村の振興**のための基金造成に対して発行が可能（**充当率９５％、交付税措置率７０％**）
- 当該措置を参考に、特別市が創設された場合に必要となる公共事業等に対して発行することも考えられる。

市町村合併にかかる財政措置を参考に、
普通交付税算定上の合併算定替や合併特例債に準じた措置を検討することも考えられる

財政試算結果を踏まえた考え方

● 留保財源の多くは実質的に必要経費へ充当されている

- 留保財源の多くは、基準財政需要額に算入されない公債費や人件費等の一般財源として充当されており、**実際に裁量的に活用できる財源は限定的**である。
- 特別市への移行に伴い留保財源の一部が移転する場合であっても、これに対応する行政需要や必要な経費も併せて移転することとなる。このため、留保財源の**移転額のみをもって道府県財政への影響を評価することは適当ではなく、行政需要と併せて検証する必要**がある。
- また、制度改正に伴い財政運営への影響が見込まれる場合には、**過去の地方制度改革においても様々な調整措置**が講じられており、必要な**制度設計を行うことが可能**である。

● 現在も財源超過額の増加は地方税財政制度の中で調整されている

- 現在においても、地方交付税不交付団体の財源超過額が増加した場合の**交付団体への影響**は、地方財政計画の歳出項目に**「不交付団体水準超経費」を計上することにより調整**されている。特別市への移行により財源超過額が増加した場合についても、同様の考え方に基づき、**地方税財政制度の中で対応することが可能**である。
- 「不交付団体水準超経費」は、令和８年度地方財政計画において、「前年比7000億円増の約4.5兆円」が計上されている。また、地方交付税財源についても、国の交付税特別会計借入金の前倒し償還を「2兆円を超える規模」で行われている。
- こうした状況を踏まえれば、**特別市制度の導入は、直ちに地方交付税制度を含む地方税財政制度の安定的な運営に支障を及ぼすものではなく、**特別市制度導入後においても、引き続き**地方税財政制度が健全に機能するよう検討**していくことは十分に可能であると考えている。（参考：川崎市が特別市に移行した場合の今回試算における地方交付税の影響額　67億円）

財政試算結果を踏まえた議論や検討の方向性

- 指定都市は人口集中に伴う大きな行政需要を抱えており、特別市への移行後は、道府県が担う社会保障関連事務・経費等も含めてその責任を負うこととなる。
- 財政試算は、公債費、基金、資産・施設等の取扱いなどの前提条件や算定方法によって結果が大きく変わり得るものであり、これらの具体的な取扱いは制度化後の移行協議の中で整理されるものと認識している。
- 現時点で重要なのは、試算結果そのものではなく、制度設計や移行ルールの在り方について議論を深めることである。
- 過去の地方制度改革においても、関係自治体への影響に配慮した様々な調整措置が講じられてきた。特別市制度についても、県や県内市町村の行政運営や住民サービスに支障を生じさせないよう、必要な制度設計や調整措置を検討していくことが重要である。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中、大都市が生み出す財政力を必要な行政需要へ適切に配分する観点からも、東京都への一極集中や税源偏在への対応を含めた地方税財政制度全体の在り方について検討を深めることが重要であると考える。

（参考：東京都の令和８年度の財源超過額（東京都と特別区合算）は、約2.2兆円）

特別市の実現が地域経済の成長に繋がる仕組み

行政運営の効率化等により生み出された行政資源を成長分野に投資し、地域経済を活性化

特別市の一層制が生み出す効果

二重行政の解消

行政資源の創出

政策決定の一元化

【財源  人材  時間  】

【選択と集中】

成長分野への重点投資

民間投資の拡大

雇用創出・所得向上・消費拡大

地域経済の発展・周辺地域の波及

【重点投資先の例】

企業立地、都市開発、交通基盤整備
研究開発、スタートアップ支援など

【参考】川崎市の経済波及効果の試算結果

経済への直接効果（川崎市）

行財政運営の効率化による効果　８７億円

まちづくり・都市開発　３５９億円

技術革新・生産性向上　８４億円

波及効果を試算（一次・二次）

【参考】　経済波及効果の試算結果（川崎市）

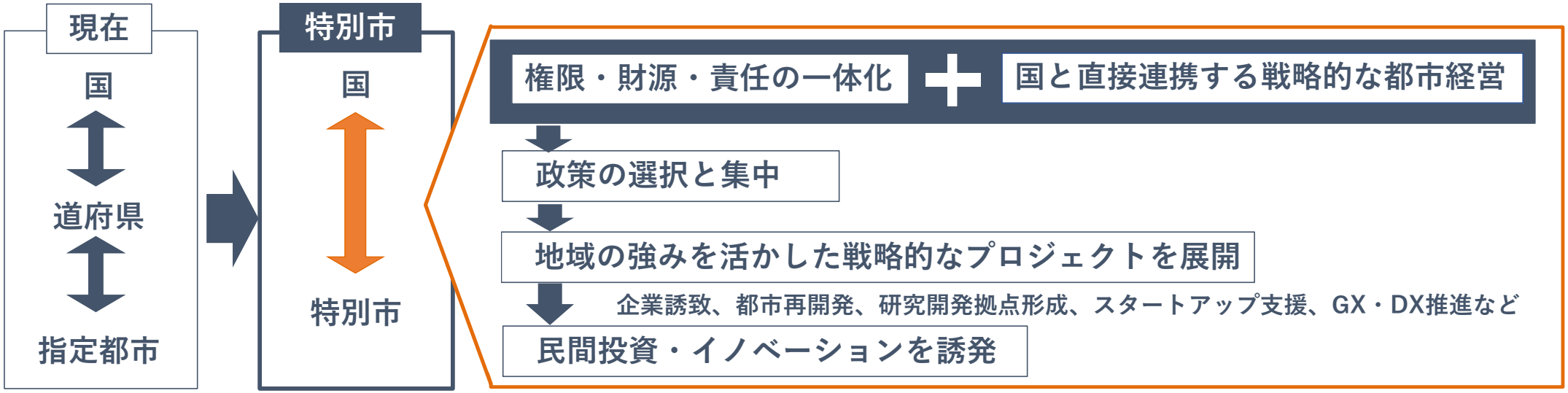
	市内における経済波及効果	圏域における経済波及効果
経済波及効果	634億円	576億円
雇用創出効果	市内における雇用創出効果 4,042人	圏域における雇用創出効果 4,284人

※数値はいずれも単年度の効果、令和７(2025)年６月川崎市公表

行政運営の効率化効果等を地域の成長分野へ重点投資することで、持続的な経済成長の実現に繋がる基盤となる

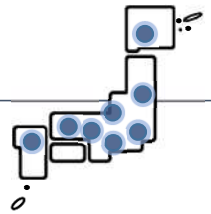
地域の強みを活かした戦略的な都市経営

国と直接連携し、地域自らが政策の選択と集中を行うことで、地域の強みを活かした成長戦略を推進



- 特別市は、権限・財源・責任を一体的に活用しながら、**地域自らが政策の選択と集中を行うことを可能**とする。
- **国と直接連携し**ながら、地域の実情に応じた施策を**主体的かつ機動的に展開**することで、地域の強みを最大限に活かした、地域経営を実現する。
- **国と直接連携しながら、国家的な成長戦略の一翼を担う日本の成長拠点**

多極分散型社会の実現



分断ではなく、連携強化へ

特別市制度は、地域を分断するのではなく、
役割分担の明確化や行政責任の一元化により地方行政制度を簡素化し、
自治体間の連携を強化することで、国全体としてのサービス向上に繋がる制度



「現状維持」ではなく、将来にわたり、
「持続可能」な行政サービスの提供を可能にする一つの選択肢

参考資料１

説明資料の補足資料やデータ

現行制度に残る構造的課題「二重行政」に関する認識

権限移譲が進んでもなお残る構造的な課題

- 道府県と指定都市の双方が関与する行政分野が依然として存在する。
- 権限と責任の所在が分かれることで、迅速な意思決定や一体的な行政運営に課題が生じている。
- 人口減少時代においては、行政資源の重複や調整コストを可能な限り縮減することが求められる。

■法令上の役割分担と二重行政

現行制度において道府県と指定都市との法令上の役割分担（事務配分）は整理されているものの、行政主体が分かれることによる二重行政が生じており、**非効率や調整コスト**が生じている。
事務処理特例条例によって知事権限の一部は原則移譲が可能である一方、（知事ではなく）**道府県の役割として法令に規定されている多くの事務**の見直しには、**原則として法改正が必要**となる。

■個別の権限移譲

道府県から指定都市への権限移譲は進められてきたが、個々の制度ごとの対応にとどまり、大都市行政全体を**一体的に運営する仕組みにはなっていない**。
権限移譲や二重行政の解消には**複数の法律に跨る改正を要する場合も多く**、こうした構造的課題の解消には**個別権限移譲だけでは限界**があるため、**地方自治構造そのものの見直しが必要**である。

■現行制度における対応

住民ニーズに対応するための様々な工夫や調整は行われているが、
それは現行制度の下で生じる課題への対応努力であり、制度そのものの**課題は解消されていない**。

現在も残る行政運営上の課題の具体例

■道府県と指定都市の双方が関与する行政分野の主な事例

- **私立幼稚園等の認可・指導監督**（学校教育法、私立学校法、子ども・子育て支援法等）
- **都市計画事業の認可等**（都市計画法）
- **急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域の指定等**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等）
- **交通安全対策・交通規制**（道路交通法、交通安全対策基本法等）
- **新たな感染症など危機事象への対応**（新型インフルエンザ等対策特別措置法等）

参考　道府県の関与による支障事例の調査結果（指定都市市長会）

制度上の調整は今なお現場の負担となっている。

事業数	支障事例数
73事業	117件

※令和６(2024)年６～８月　指定都市全20市を対象に調査を実施
※令和６(2024)年11月　指定都市市長会「総務・財政部会」でとりまとめ

広域化・集約化と大都市の機能発揮を両立する選択肢

・人口減少時代における広域化・集約化は、必ずしも**都道府県への集約だけではない**。
・**行政資源や専門人材が集積する大都市の機能を発揮し**、その効果を周辺地域にも波及させながら、広域連携を進める視点も重要である。

- 広域連携の推進
- 二重行政の解消
- 行政資源の効率的活用
- 迅速な意思決定

『大都市の機能発揮』と『広域連携』を同時に実現

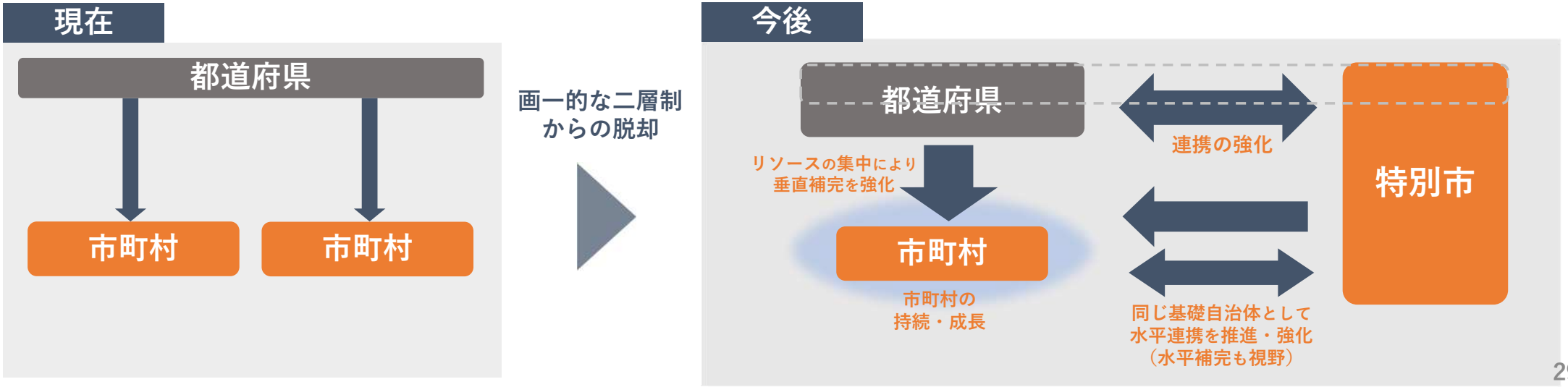
↓

『特別市』

人口減少時代における行政体制の選択肢としての特別市

『広域化・集約化か、特別市か』ではなく、両立させることが重要

- 特別市の実現により、二重行政の解消や迅速な意思決定を通じて、行政資源の効率的な活用が可能となる。
- 道府県は、大都市に投入している人的・財政的リソースを、市町村支援や広域行政へ重点化することが可能となる。
- 広域化・集約化と大都市の機能発揮を**両立させる**選択肢の一つが「**特別市**」である。



市町村連携の選択肢を拡充するもの

- 水平連携・補完は、市町村との合意や連携協約等に基づくものであり、**一方的な権限行使はあり得ない**。
- 特別市は、他の市町村と同じく基礎自治体として住民に身近な行政を担うことから、**広域自治体とは異なる観点での連携・補完**が可能である。
- 人材不足等に対応するため、**「応分の負担」**の下で事務の共同実施や受託を行うことを想定している。
- 特別市による水平補完は「区域外への権限拡大」ではなく、**市町村の意思により都道府県による連携・補完と特別市による連携・補完の双方から選択可能とする**ものである。
- 補完を受けるかどうかは各市町村が判断するものであり、地方自治や民主主義の原則を損なうものではない。

特別市による水平補完は「一方的な権限行使」ではなく
「**市町村の選択と合意**に基づく**連携**」

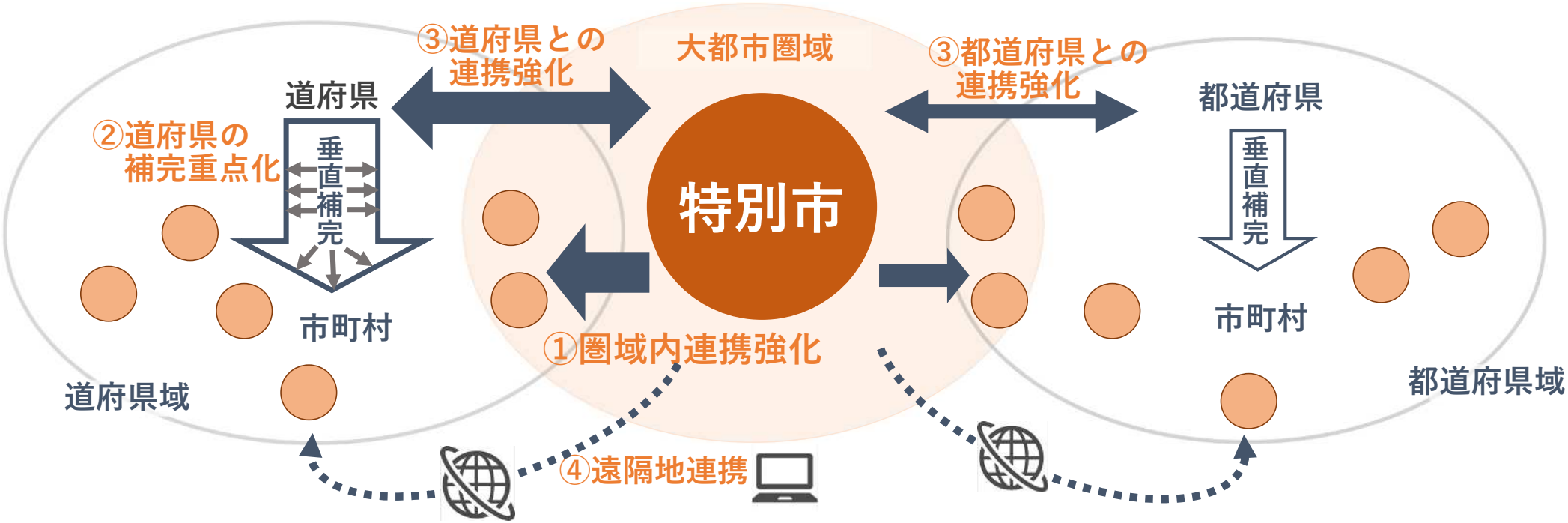
広域連携や利害調整の在り方

都道府県の存在により自動的に連携が実現するわけではない
重要なのは、地域課題を解決できる実効的な連携の仕組み

- 広域連携や利害調整は重要であるが、**都道府県が存在することで自動的に実現されるものではなく**、現行制度においても自治体間の調整課題は存在しており、自治体同士の協議や連携によって対応している。
- 重要なのは、地域課題の解決に向けて**関係自治体が主体的に協議・連携できる仕組み**である。
- 人口減少や人材不足が進行する中、自治体間連携の必要性は今後さらに高まることが見込まれる。
- そのため、令和７年11月に指定都市市長会のプロジェクトでとりまとめた法制化案等では、**特別市に周辺自治体との連携・補完の責務を位置付け**ている。加えて、プロジェクトでは、広域連携や利害調整の実効性を担保する仕組みについても議論している。

特別市は都道府県に変わる存在ではなく、
実効的な広域連携を担う存在の一つ

特別市による連携機能強化の方向性



① 特別市は圏域の核として市町村に対する連携・補完を強化（圏域マネジメント強化）
② 道府県は、大都市以外の市町村に対する垂直補完を重点化（リソース最適化）
③ 特別市と都道府県が対等に連携し、広域課題に対応（新たな広域連携）
④ DXの活用等により圏域外との連携も拡大（更なる広域化）

現在の指定都市による広域連携事例

- 多くの広域課題は、**既に自治体間の協議や連携によって解決に向けた取組が進められている。**
- **特別市制度そのものが広域行政を阻害するものではなく**、制度実現後も道府県及び県内市町村との協力関係を維持しながら対応していく。
- 水源環境保全をはじめとする広域的な課題についても、**引き続き関係自治体と連携して取り組む。**

参考　現在の指定都市における連携事例

- **周辺自治体の市民病院との診療の相互連携による地域医療提供体制確保**
- **指定都市の消防ヘリコプターを周辺自治体の消火活動等に活用**
- **災害発生時の廃棄物への対応について、周辺自治体との相互支援体制を構築**
- **相互利用のニーズが高い地域における保育所等の共同整備と管外保育の推進**
- **周辺自治体と連携した新たな販路獲得や商品開発のための伴走支援の実施**
- **周辺自治体職員が参加可能な外部専門人材による研修等を指定都市が実施**
- **周辺自治体とのＧＩＳ等の共同調達・共同利用**
- **周辺自治体への技術職員の派遣　　など**

法制化案における広域連携や補完の位置付け

- 令和７年11月に作成した指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」において、特別市制度の法制化案として、**地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正案を作成**
- 特別市の事務として、**市町村の事務補完や広域にわたる地域社会の持続的発展への配慮**等を**位置付け**

特別市の事務

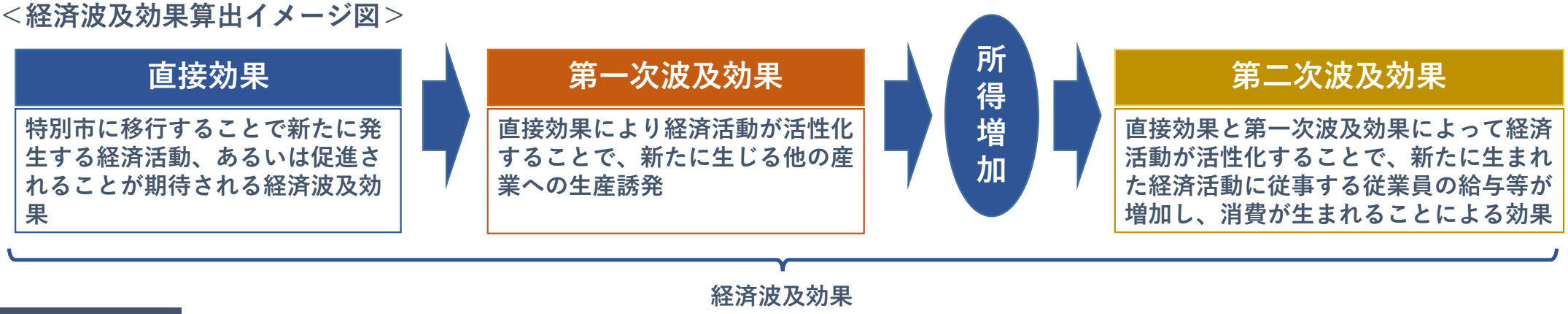
（地方自治法(改正案)第264条）

- **地域における事務、その他の事務で法令により都道府県又は市が処理するもの（市町村に関する連絡調整に関するもの等を除く。）等を処理する。**
- **地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じ、当該市町村の事務を補完する事務を処理するものとする。**
 この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。
- **事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。**

特別市実現による経済波及効果の試算方法（川崎市）

- 特別市移行による経済波及効果の試算として、**経済波及効果の発現が期待される項目ごとに、見込まれる需要創出（直接効果）を算出**した。その上で、**川崎市、神奈川県及び国の産業連関表をそれぞれ用いる**ことで、川崎市内の経済波及効果及び雇用創出効果、並びに圏域の経済波及効果及び雇用創出効果を算出した。
- 経済波及効果としては、需要の増加を対象とし、**直接効果、一次波及効果、二次波及効果を対象**とする。
- 経済波及効果の算出に当たっては、①川崎市産業連関表を用いて川崎市内の経済波及効果、②神奈川県が作成する神奈川県産業連関表を用いて神奈川県内の経済波及効果、③総務省が作成する国の産業連関表を用いて日本全体の経済波及効果をそれぞれ算出することとする。その上で、①と②の差分を県内（市内除く。）の経済波及効果、②と③の差分を県外の経済波及効果とした。県内（市内除く。）と県外の経済波及効果の合計を「圏域へ及ぼす効果」とする。
- **産業連関表は、いずれも平成27年（2015年）のものを使用**した。

＜経済波及効果算出イメージ図＞



産業連関表とは

財・サービスが各産業部門間でどのように生産され、販売されたかについて、行列（マトリックス）の形で一覧表にとりまとめたもの。財・サービスの「購入→生産→販売」という連鎖的な繋がりを表した産業連関表の仕組みを利用して、ある産業に新たな需要が発生した場合にどういう形で生産が波及していくのかを計算することができる。

特別市実現による経済波及効果の試算結果（川崎市）

【直接効果】

まちづくり・都市開発　３５９億円

- 投資還元や企業誘致等により、好循環なまちづくりが促進されることの効果
- 事務の一元化により、行政実施手続きの迅速化がされることの効果

行財政運営の効率化による効果　８７億円

- 県の事務を川崎市が実施することにより、効率化が図られることの効果
 （人件費の削減効果、維持管理更新費の削減効果など）
- 効率化により得られた効果を公共事業や他の施策に活用することを想定

技術革新・生産性向上　８４億円

- 民間企業等との連携強化により、スタートアップ支援の拠点形成が促進されることの効果
- 先端都市としての行政課題の解決・実証フィールドの魅力が向上されることの効果

● 特別市移行に伴い発生する効果のうち、需要又は供給の増加に結び付く効果であり、かつ、経済波及効果を定量的に算出可能なものを対象とした。

【川崎市内の経済波及効果】

川崎市単独で生み出される効果　２３８億円

- 新たな投資や企業誘致が促進されることの効果
- 先端課題を解決する実証フィールドとしての魅力が向上されることの効果
- 業務効率化により生み出された額を公共事業や他の施策に活用することによる効果

川崎市がグローバルな視点で活躍することによる効果　２１１億円

- グローバル都市としての国際競争力強化により、好循環なまちづくりが行われることの効果

周辺自治体を巻き込んだ成長を行うことによる川崎市内の効果　１８５億円

- 特別市を含む圏域が成長することより、川崎市外における投資が増加し、当該投資に関連した需要が川崎市内においても生み出されること等の効果

【圏域（市外＋県外）の経済波及効果】

川崎市が周辺自治体を巻き込んだ成長を行うことによる市外の効果　４００億円

- 川崎市が特別市になり、様々な施策が実施されることで、当該施策に関連した需要が川崎市外において生み出されること等の効果
- 主要駅周辺の拠点化により、圏域において地域交通網の形成が促進されることの効果

川崎市がグローバルな視点で活躍することによる川崎市外の効果　１７６億円

- 特別市を含む圏域が成長することにより、企業の研究開発等が促進されることの効果
- 圏域の国際競争力が強化されることにより、好循環なまちづくりが促進されることの効果

【雇用創出効果】

市内の雇用創出効果　４，０４２人

圏域（市外＋県外）の雇用創出効果　４，２８４人

● 雇用創出効果については、川崎市内の経済波及効果及び圏域の経済波及効果のそれぞれに対し、業種ごとに設定した係数である雇用係数を乗じることで算出した。

参考資料２

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書（別冊資料）」（令和７年11月作成）

特別市の実現による効果　具体的な事例集

市域内の行政サービスを一元的に担うことによる効果的な政策展開の具体事例

市民

Ⅰ　魅力的な発展を続けるまちづくり

1　投資還元や企業誘致の促進、手続きの迅速化による好循環なまちづくり
2　公共インフラ等を活用した柔軟なイベント開催等による賑わい創出
3　先端課題を解決する実証フィールドとしての魅力向上

Ⅱ-1　強靭で安全・安心なまちづくり（警察事務を除く）

1　崖地崩壊対策、河川治水対策等の窓口一元化による安全性の向上
2　災害対策や感染症対策などの迅速・的確な対応
3　地域の実情に応じた医療施策の展開

Ⅱ-2　強靭で安全・安心なまちづくり（警察事務）

1　交通安全対策の的確・迅速化
2　治安・防犯対策の強化
3　警察事務のうち、特別市が担うことで効果が期待される取組例

Ⅲ　市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり

1　身近な区役所で扱う業務の多様化
2　施策の自由度向上や情報の一元化、施設の一元管理による市民の利便性向上
3　多様な人材の活用による地域の活性化

Ⅰ－１　投資還元や企業誘致の促進、手続きの迅速化による好循環なまちづくり

市民

- 新たな投資が促進され、**積極的な企業誘致**や**地域開発等**が可能となる。
- 公正性や中立性を担保した上で、特別市自らが事業認可等を行う仕組みを構築することで、都市計画事業の迅速化をはじめとして、**スピード感を持った魅力あるまちづくり**が可能となる。

キーワード　企業投資促進　暮らしやすいまちづくり　受益と負担の一致

● 経済成長の好循環の事例【特別市実現による効果】



再開発後の市街地



スピード感を求める民間事業者に対応し、迅速な規制緩和などで**民間投資を誘導**
集中的なインフラ整備、税収増を活用し再開発を支援し**成長の好循環を生み出す**

Ⅰ－２　公共インフラ等を活用した柔軟なイベント開催等による賑わい創出

市民

- 道路の活用方法について、**市の判断で柔軟かつ迅速に決定**することが可能となる。
- **公共空間等を活用したイベント開催**等において、**魅力あるイベント等の開催**が可能となる。
- **人が集い、滞在し、周辺への波及効果も高い公共空間の実現**により、市民のQOLが向上する。

キーワード　**地域活性化**　**まちの賑わい創出**　**市民のQOLの向上**

● 道路空間の許可権限の事例【現在の状況】

都道府県　**交通**管理者

イベント主催者に対し、安全性の観点から道路使用許可を求める

指定都市　**道路**管理者

イベント主催者に対し、公共性の観点から道路占有許可を求める



道路を活用したイベント

市民ニーズを踏まえ、**まちづくりの観点から一体的に判断**することが必要

警察事務については、警察庁の指揮監督を受けることなどを鑑み、国とも意見交換をし、検討を深める必要がある。

市民が暮らしやすいまちづくりを実現するため、特別市が**一体的に対応**

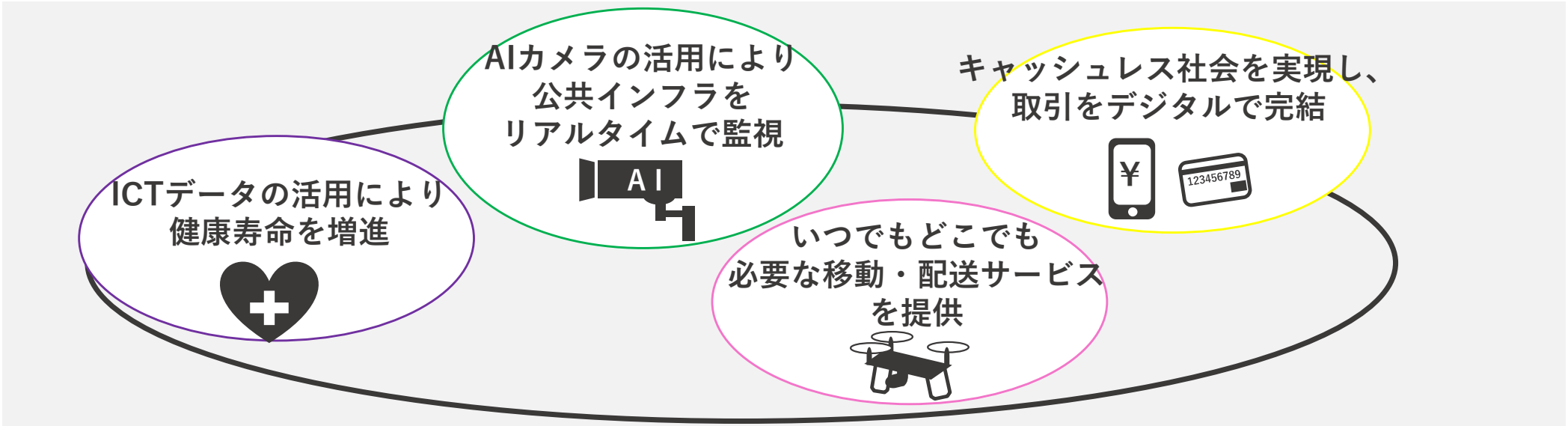
Ⅰ－３　先端課題を解決する実証フィールドとしての魅力向上

市民

- 先端の行政課題解決に向けた調整窓口の一本化や行政手続きの迅速化によって、企業等のビジネスモデル構築に資する**実証フィールドとしての魅力が向上**する。
- **先端行政課題の解決の効果を市民生活にも反映し、**市民のWell-being向上などの**プラスの効果**をもたらす。

キーワード　**先端行政課題の解決**　**スタートアップ支援**　**市民のWell-being向上**

● 実証フィールドとしての魅力向上に向けた事例【特別市実現による効果】



社会課題解決に向けた**先端技術の実証フィールド**を**迅速に提供**

Ⅱ－１－１　崖地崩壊対策、河川治水対策等の窓口一元化による安全性の向上

市民

- 崖地対策や治水対策について、**地域のことをよく把握している特別市（区役所等）が一体的に対策**することで、**地域の防災力をより一層強化**することができる。
- 防災対策が必要な箇所の**迅速な指定及び工事の実施**が期待でき、より地域に寄り添ったきめ細かい対策が可能となることで、**地域の防災・減災対策の充実**につながる。

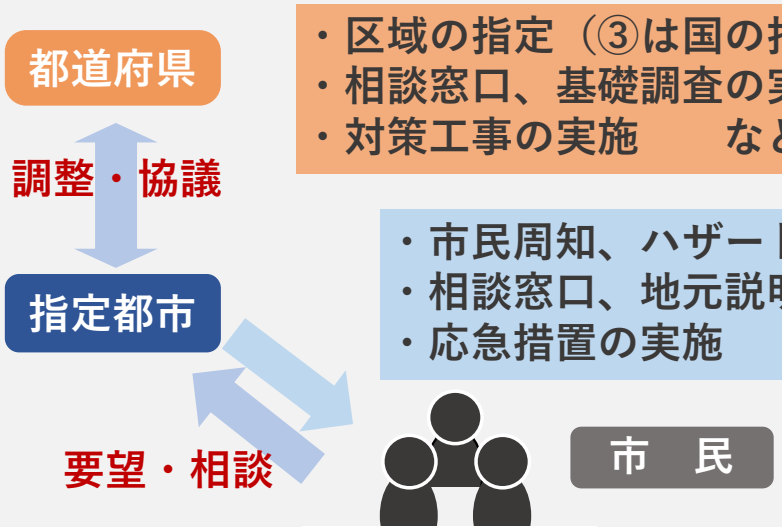
キーワード　**防災・減災対策の充実**　**窓口の一元化**　**迅速かつ効果的な対応**

● 土砂災害対策のための区域指定の事例【現在の状況】

① 急傾斜地崩壊危険区域
② 土砂災害警戒区域
③ 地すべり防止区域



出典：川崎市急傾斜地崩壊対策事業パンフレット



特別市が**一体的に防災・減災を実施**することで、**より安全な市民生活を実現**

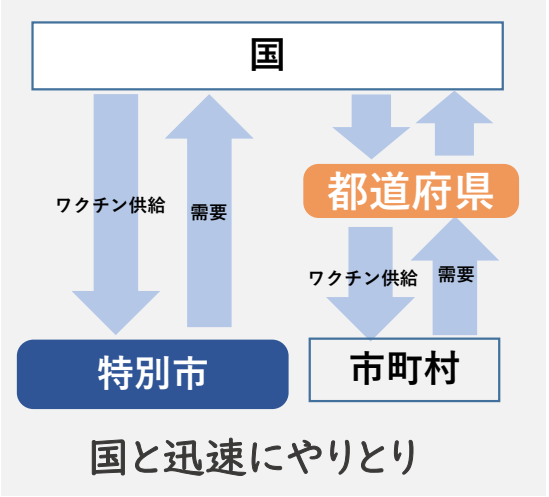
Ⅱ－１－２　災害対策や感染症対策などの迅速・的確な対応

市民　都道府県

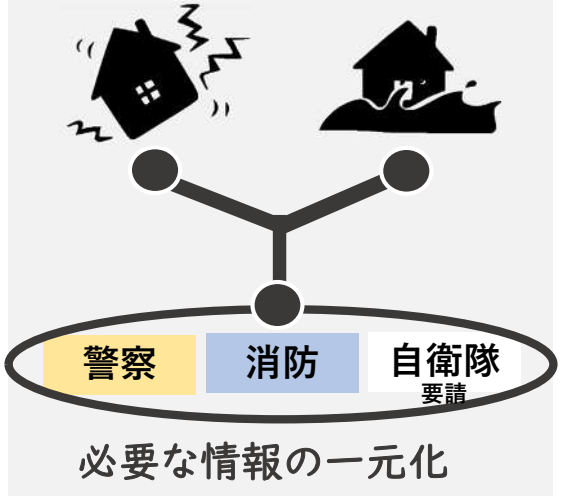
- 災害時における**消防や警察、自衛隊要請等の対応や必要な情報の一元化**を図ることが可能となり、災害状況や市民ニーズに応じて迅速な対応が可能になる。**司令塔の分散化などリダンダンシーの確保**も可能となる。
- 感染症対策について、**窓口を一元化し、直接国とやりとり**を行うなど、地域の実情や市民ニーズを的確に捉え、対策の迅速化を図る。
- 道府県は、緊急時において、**条件不利地域にある市町村への補完・支援に注力**することが可能となる。

キーワード　**災害・感染症対策の充実**　**迅速かつ効率的な対応**　**リダンダンシーの確保**

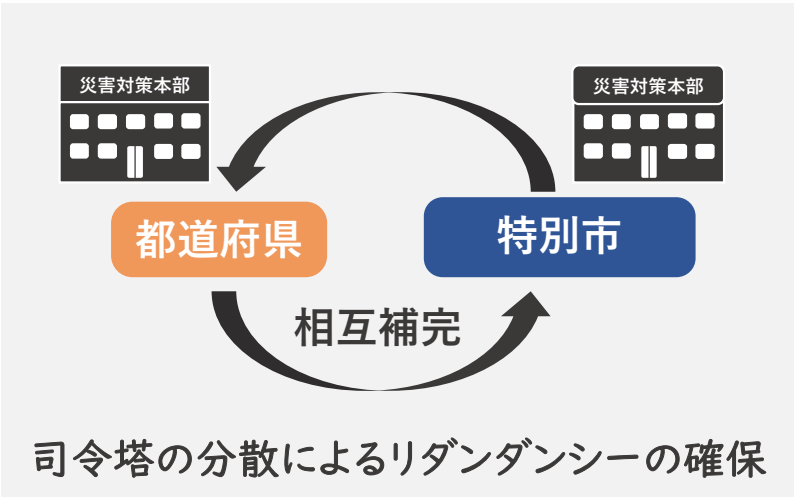
● 災害時等の迅速・的確な対応の事例【特別市実現による効果】



国と迅速にやりとり



必要な情報の一元化



司令塔の分散によるリダンダンシーの確保

危機事象への迅速かつ的確な対応と、リスク分散の実施

Ⅱ－１－３　地域の実情に応じた医療施策の展開

市民

- 特別市による医療計画の策定によって、地域包括ケアシステムとの連動がしやすくなるなど、**地域の実情にあった医療対応**が可能になる。
- 周辺自治体との連携により、市民の生活圏にふさわしい形で、医療機関や福祉施設の相互利用を可能とすることなどで、**医療・介護体制を充実させ、超高齢化社会に的確に対応**する。

キーワード　医療・介護体制の充実　超高齢化社会への対応　都道府県をまたぐ圏域設定

● 一体的な医療施策の展開の事例【現在の状況】

医療計画　**都道府県**

- 疾病・事業ごとの医療体制
- 地域医療構想
- 二次医療圏・三次医療圏の設定
- 基準病床数

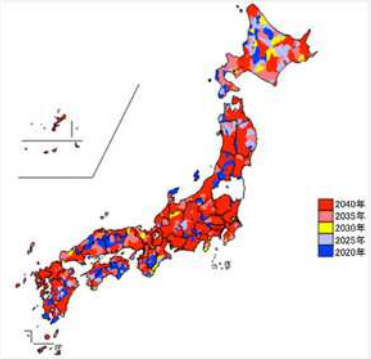
等

地域包括ケアシステム　**指定都市**

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 介護サービス量の見込み（区域毎）
- 必要定員総数（区域毎）

等

2040年までの間に介護保険サービス利用者数が最も多い年　（保険者別）



※出典：厚生労働省第９期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会　資料１

二次医療圏を都道府県の区域をまたいだ圏域単位で設定し介護需要の変化にも柔軟に対応する必要

地域包括ケアシステムと連動した医療計画の策定により効果的な医療施策を展開

Ⅱ－２－１　交通安全対策の的確・迅速化

市民

- 信号機や横断歩道の設置、交通規制などを市の権限で決めることができ、**市民ニーズを的確に把握しながら、市民の安全・安心の確保に関する迅速な対応**が可能となる。
- 市と道府県で重複している類似施設等の管理が一元化され、手続きの簡略化や行政運営経費の節約に繋がることで、**より効率的な交通安全対策や効率的な道路行政**が可能となる。

キーワード　**交通安全対策の強化**　**市民の安全・安心の確保**　**迅速かつ的確な対応**

● 交通安全対策の事例【現在の状況】

規制に関する標識等
- 信号機の設置
- 横断歩道の設置
- 「止まれ」の標示

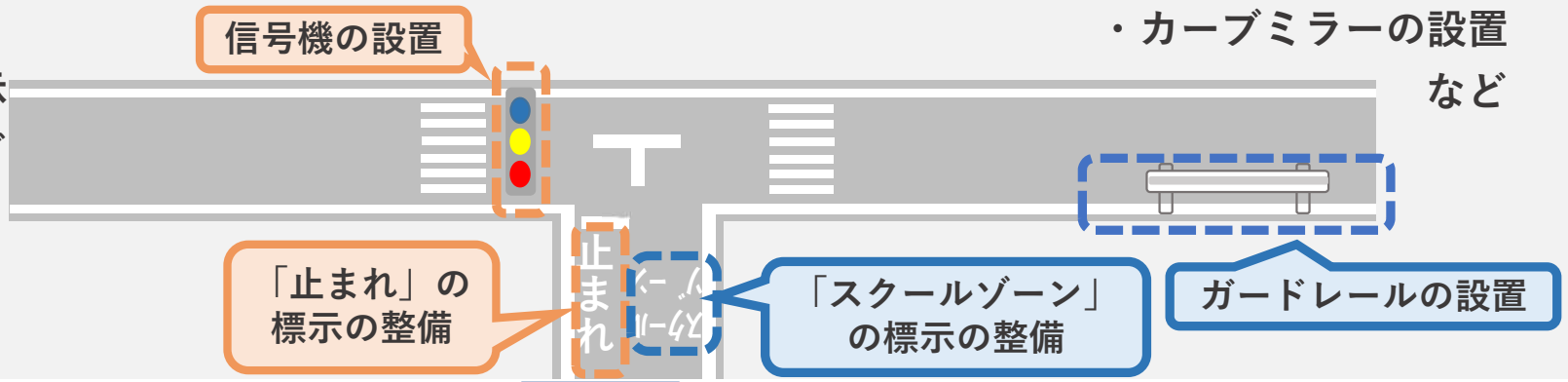
など

警察(都道府県)が整備する標示

指定都市が整備する標示

安全に関する標識等
- ガードレールの設置
- カーブミラーの設置

など



地域の実情に応じた、**一体的な交通安全対策**の実施

Ⅱ－２－２　治安・防犯対策の強化

市民

- 市が有する豊富な情報を活用しやすくなり、**治安・防犯対策の強化**を図ることが可能となる。
- 犯罪被害者等への支援に関する連携や情報共有が進み、**地域に根差した、より一層の支援**が可能となる。
- 防犯対策は、市民ニーズが高く、特別市がニーズに沿った対応を行うことで、**効果的に市民の生命や財産を保護**することが可能となる。

キーワード　治安・防犯対策の強化　犯罪被害者等支援　市民の安心・安全の確保

● 治安・防犯対策と犯罪被害者支援の事例【指定都市の取組】



繁華街への防犯カメラの設置



青色回転灯を装備して
地域防犯パトロール



身近な犯罪情報を
アプリで通知



犯罪被害者支援

警察業務と一体的に実施し**地域の実情に合わせた防犯対策等の実施**が必要

治安・防犯対策を特別市が一体的に取り組むことで、より効果的な取組を実施

Ⅱ－２－３　警察事務のうち、特別市が担うことで効果が期待される取組例

市民

- 警察事務のうち、**生活安全部門や交通部門**など、市民生活と密着する部門については、市の様々な施策と連携を密にすることで、**迅速かつ効果的な対策**が可能となる。
- 町内会など地域の団体の取組と特別市の施策が連携することにより、**地域の実情に合わせた犯罪対策を効果的に実施**することが可能となる。

キーワード　**関連施策との連携促進**　**地域の団体との連携強化**　**市民の安心・安全の確保**

● 特別市が担うことで効果が期待される事例

	1　市民生活の安全対策	2　ストーカー・DV対策	3　交通規制・安全対策	4　不法投棄対策　など
現在の指定都市の取組	 路上喫煙対策	 地域を見守る防犯パトロール	 違法駐輪対策	 廃棄物の許認可･指導

特別市の施策との連携により**迅速かつ効果的**な取組を実施

Ⅲ － 1　身近な区役所で扱う業務の多様化

市民

- 市民に最も身近な区役所が担うことができる業務が増え、手続きの迅速化など**市民の利便性が向上**する。
- これまで道府県が担っていた業務について、身近な区役所が住民ニーズの把握を的確に行うことができ、**行政サービスの向上**に繋げることができる。

キーワード　**市民に身近な区役所**　**住民ニーズの的確な把握**　**行政サービスの向上**

● 市民の利便性向上の事例【特別市実現による効果】



区役所が住民ニーズを的確に把握し、**地域の実情に合った施策を展開**

Ⅲ － 2　施策の自由度向上や情報の一元化、施設の一元管理による市民の利便性向上

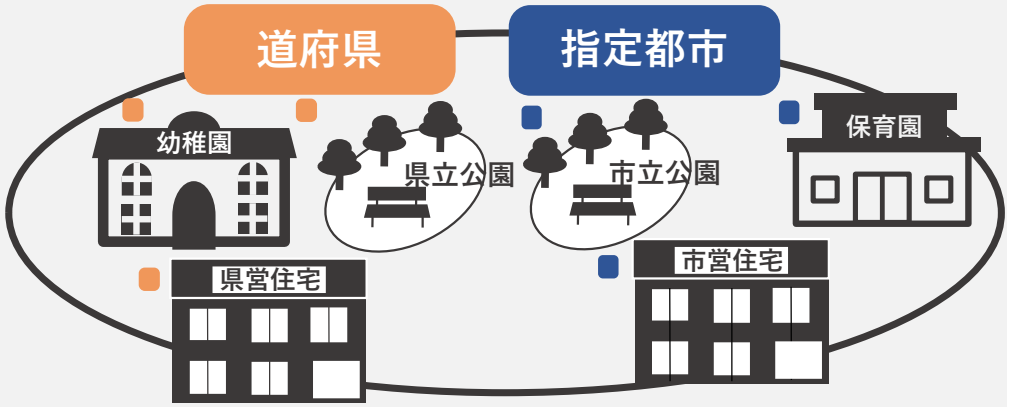
市民

- 道府県の関与を受けず、パスポートセンターを市民に身近な施設に設置・運用することがただちに可能となるなど、**市民の利便性が向上**する。
- 幼稚園と保育所の事務権限が一元化され、相談窓口の一本化など、**事業者の利便性**が図れるとともに、**事故時の対応なども迅速かつ円滑に実施**することが可能となる。
- 図書館や住宅、学校、公園などの**施設の一元管理を行うことで、効果的な施策展開**が可能となる。
- 市に**情報等を一元化することで、効果的な市民サービスの提供**を行う。

キーワード　**施策の自由度向上**　**事業者の利便性向上**　**施設・情報などの一元化**

● 施設の一元管理の事例【特別市実現による効果】

【これまで】



複数の施設をそれぞれで管理

【今後】



施設の一元管理による効率化

施設の一元管理や市による一体的なサービス提供により市民サービスを向上

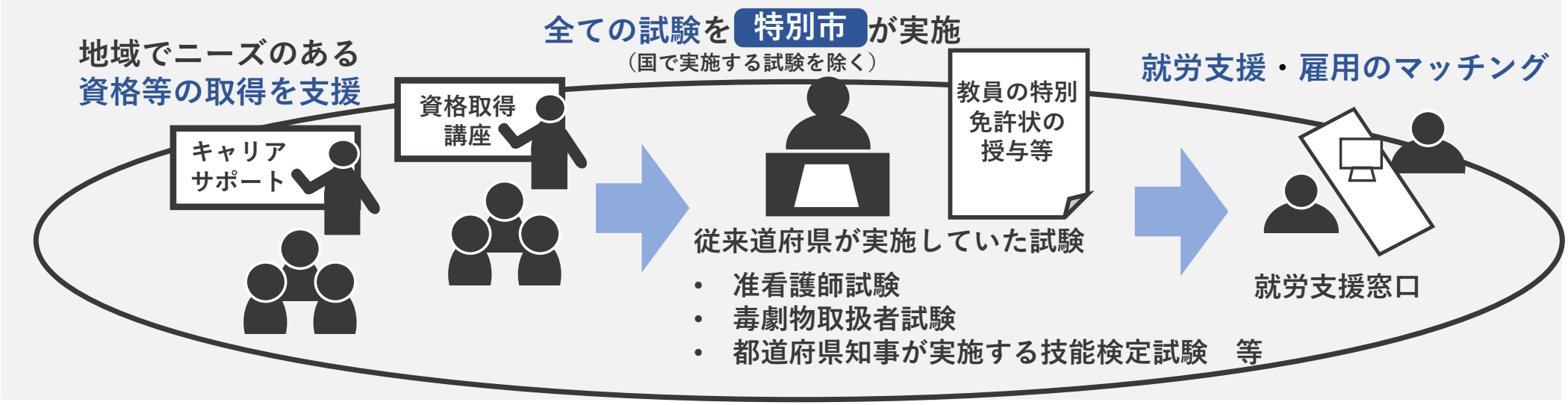
Ⅲ － ３　多様な人材の活用による地域の活性化

市民

- 教員の特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出など道府県が有していた事務権限を特別市が実施することで、**教育向上や柔軟な地域人材の活用**が可能となる。
- その他各種資格試験に関する業務を一体的に扱うことが可能となり、他の施策と連動して、**地域の実情に応じた多様な人材の活用**が可能となる。
- 資格取得支援と試験の実施、試験合格後の就労支援を一体的に実施し、**雇用のマッチングを実現**する。

キーワード　**地域人材の活用促進**　**教育施策の向上**　**雇用のマッチング**

● 人材活用による地域活性化の事例【特別市実現による効果】



資格に関する業務と就労支援を一体的に実施することで**多様な人材を活用**

特別市の実現によって施策展開が可能となる事例

周辺市町村 圏域

指定都市の周辺市町村の状況

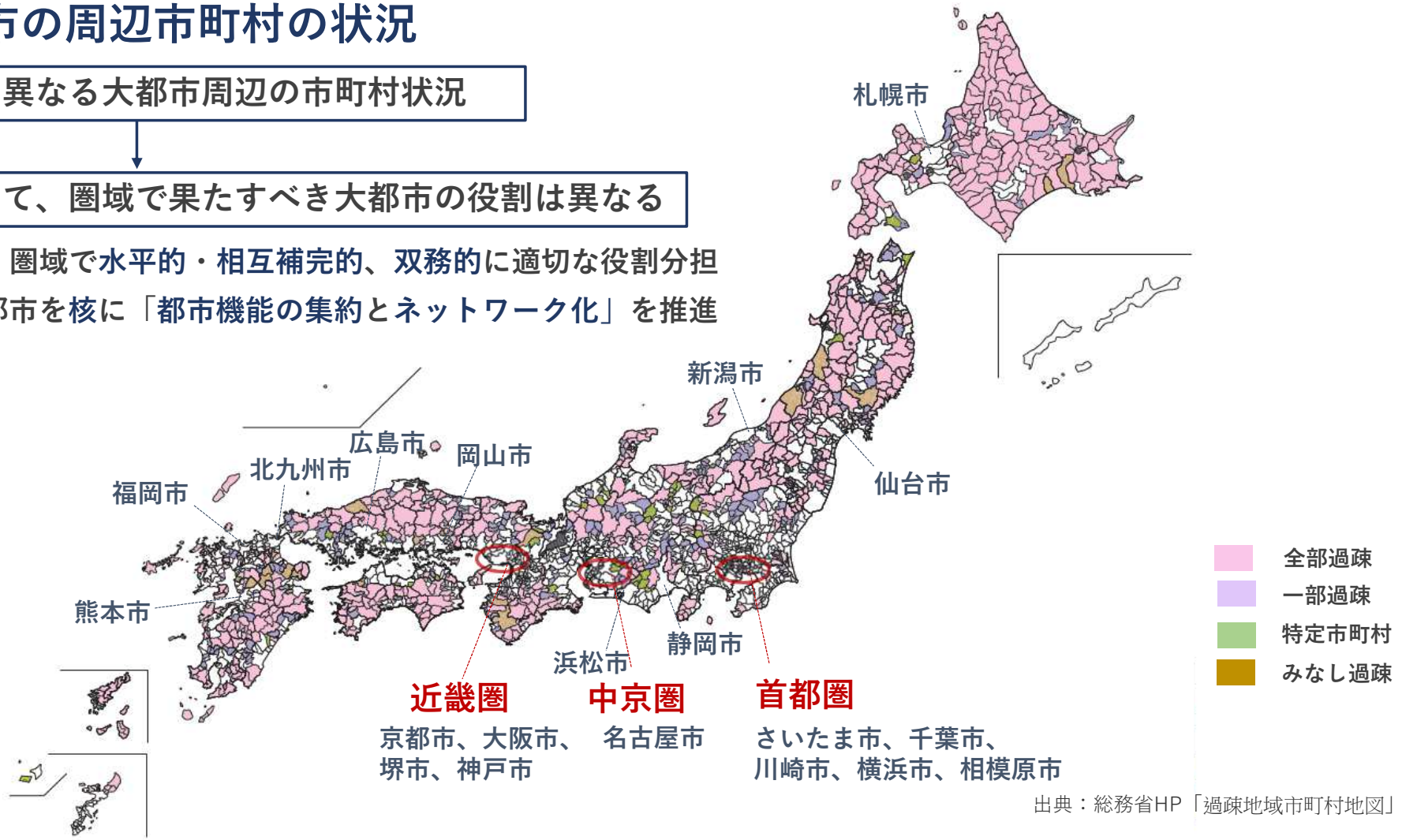
地域により異なる大都市周辺の市町村状況

↓

地域によって、圏域で果たすべき大都市の役割は異なる

【三大都市圏】圏域で水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担

【地方圏】大都市を核に「都市機能の集約とネットワーク化」を推進



近畿圏
京都市、大阪市、堺市、神戸市

中京圏
名古屋市

首都圏
さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市

出典：総務省HP「過疎地域市町村地図」から作成

都道府県や周辺市町村との連携、圏域の活性化の具体事例

周辺市町村　圏域

特別市が圏域の核となり、行政課題に応じて圏域を柔軟に設定し、
都道府県や周辺市町村等との水平連携によって、圏域の維持・活性化を果たす

Ⅰ　周辺市町村との連携、圏域の活性化

1　主要駅周辺の拠点化と地域交通網の形成・利便性向上、雇用創出
2　新たな生活圏の形成による利便性の向上
3　同一生活圏内における分野に応じた柔軟な連携の加速
4　専門人材の育成・交流、事例の蓄積やノウハウ、知見の共有
5　スタートアップ支援の拠点形成と成長の好循環
6　DXの技術の共同利用

Ⅱ　道府県による補完・支援の充実

1　道府県による他市町村の補完・支援の充実

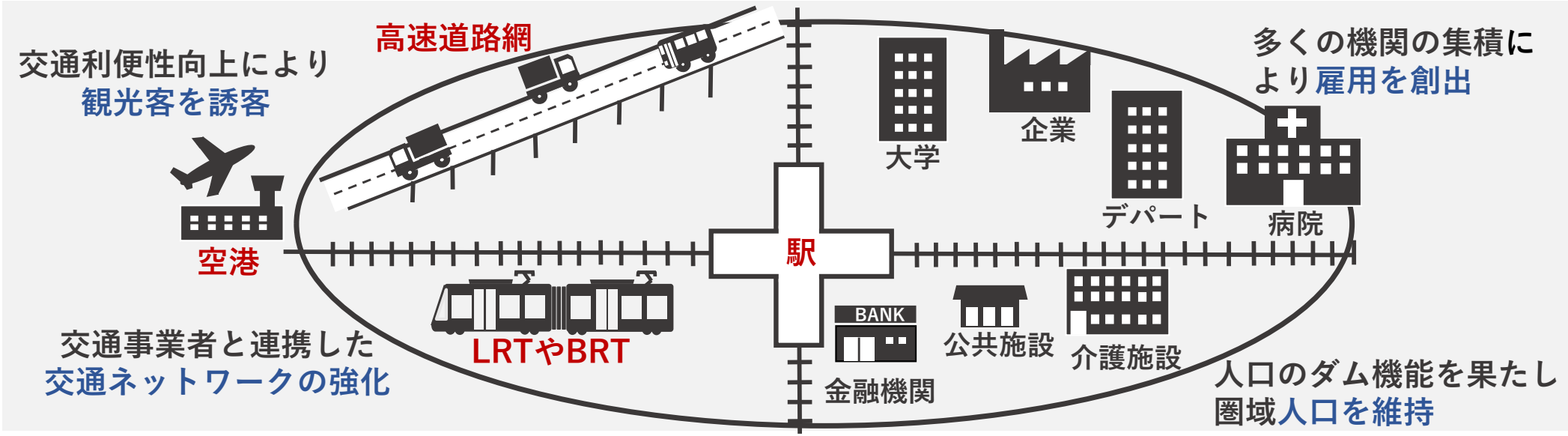
Ⅰ－１　主要駅周辺の拠点化と地域交通網の形成・利便性向上、雇用創出

周辺市町村　圏域

- **主要駅周辺の拠点性を高め、周辺自治体との連携により、圏域内のまちづくりへも波及させる。**
- 企業や医療機関、介護施設、大学などの集積により、**圏域内での雇用の創出や人口のダム機能**を果たす。
- 交通事業者等とも連携した**交通ネットワークの強化**や、**新たな観光施策**が可能となり、圏域を形成する。

キーワード　**拠点性向上**　**雇用創出・ダム機能**　**交通ネットワーク強化**　**新たな観光施策**

● 拠点性を向上させるまちづくりの事例【特別市実現による効果】



拠点性を向上し、**利便性向上や雇用を創出**

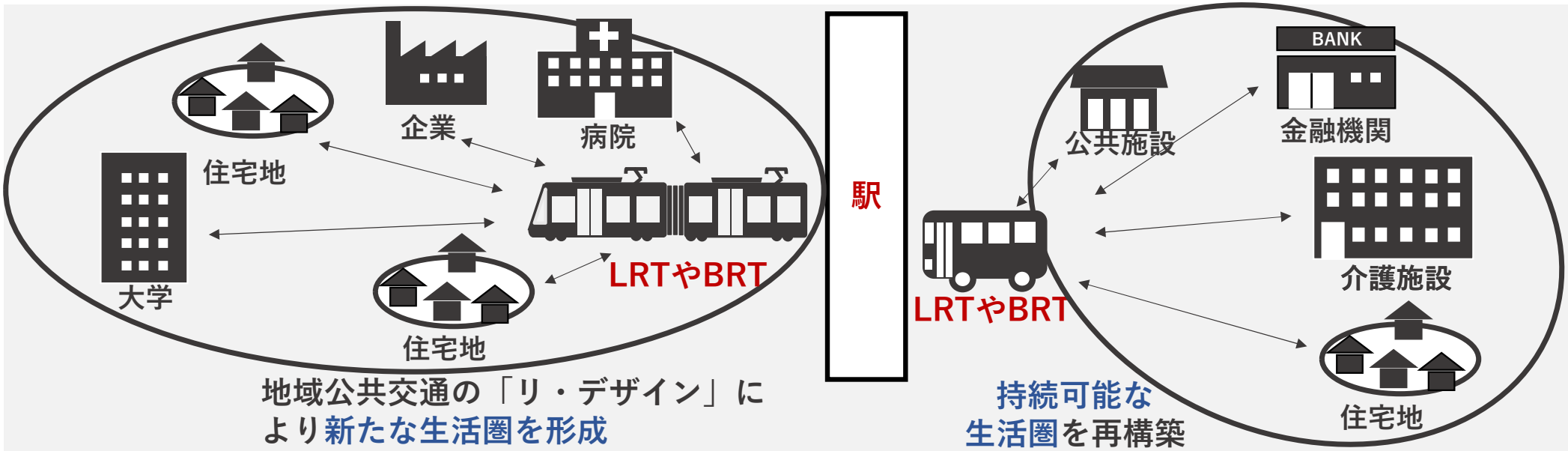
Ⅰ－２　新たな生活圏の形成による利便性の向上

周辺市町村　圏域

- 周辺自治体と連携したまちづくりによって、**市町村の区域を超えた持続可能な生活圏の再構築**が進む。
- 新たな生活圏が形成されるなど、**地域交通ネットワークのリ・デザイン**が進むとともに、**圏域経済の活性化も促進**される。

キーワード　**生活圏の再構築**　**地域交通ネットワークのリ・デザイン**　**圏域経済の活性化**

● 新たな生活圏の形成の事例【特別市実現による効果】



地域交通のリ・デザインなどにより持続可能な生活圏を形成

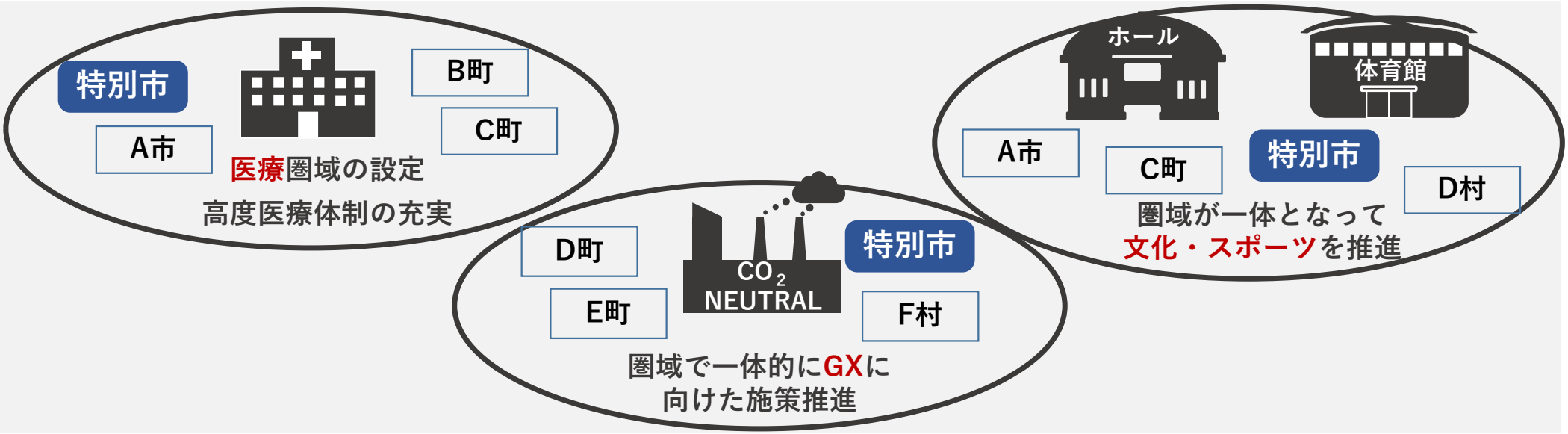
Ⅰ－３　同一生活圏内における分野に応じた柔軟な連携の加速

周辺市町村　圏域

- 地域資源やノウハウ、先行的な取組事例を周辺自治体が活用し、**同一生活圏内での高度医療体制の充実**や、**GXの実現に向けた取組の加速**、**文化・スポーツの取組の活性化**などが進む。
- **産官学金の連携**によって**地域の課題解決が促進**される。
- その他分野に応じて、**柔軟に圏域を設定**し、**機動的かつ効果的な施策の展開**を進めることができる。

キーワード　地域資源やノウハウ、先行事例の活用　柔軟な圏域の設定　産学官金の連携

● 分野に応じて連携する事例【特別市実現による効果】



分野に応じて**柔軟に連携し先進的な取り組みを加速**

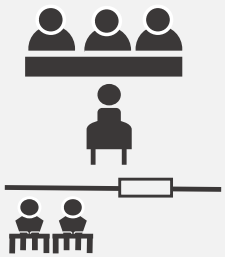
Ⅰ－４　専門人材の育成・交流、事例の蓄積やノウハウ、知見の共有

周辺市町村　圏域

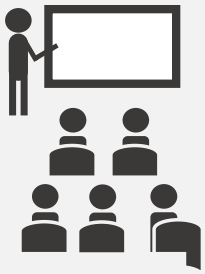
- 他自治体の**専門人材の育成・交流を促進**するとともに、**共同による専門人材の確保など連携強化**が進む。
- **先進事例やノウハウの共有、行政のデジタル化等に伴う知識・情報の共有**などを他自治体と図ることが一層可能となる。
- 豊富な情報量を活用し、**DXの推進において他自治体と連携した新たな施策を展開**することが一層可能となる。

キーワード　**専門人材の育成**　**事例の蓄積やノウハウ、知見の共有**　**圏域で連携した施策展開**

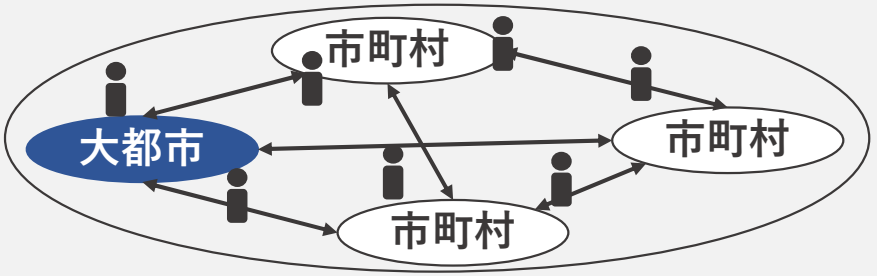
● 専門人材の確保・育成の事例【特別市実現による効果】



専門人材の確保のため
特別市による
共同での採用試験



専門人材に対する共同研修により
特別市のノウハウ共有



圏域内での人事交流
平時における人事交流により、
災害時には迅速かつ効果的な対応が可能に

圏域が一体となって人材の確保・育成を行うことで**専門人材不足に対応**

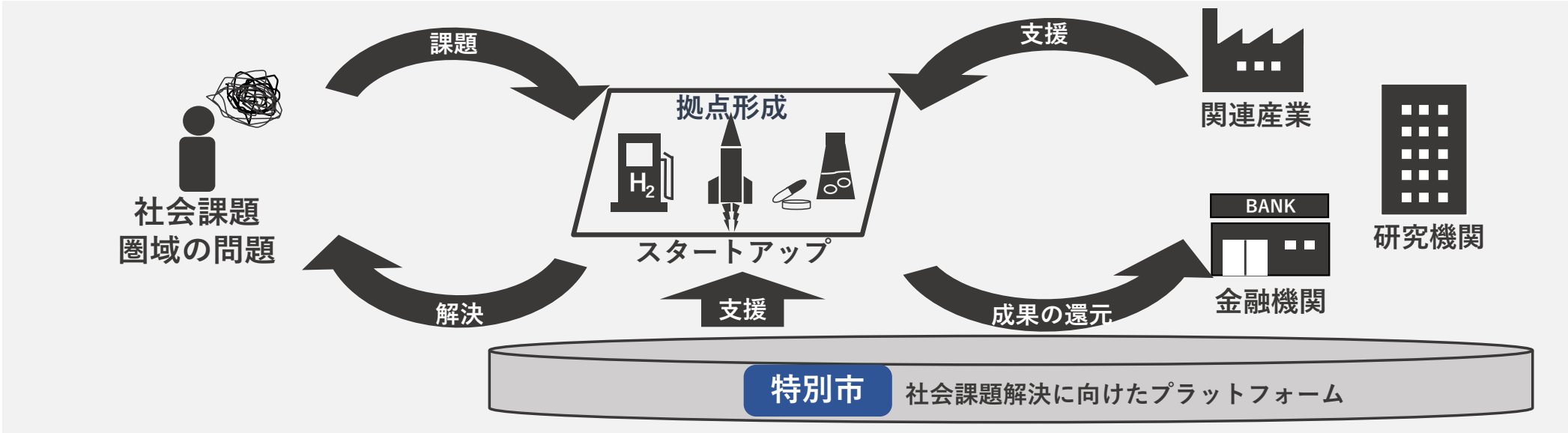
Ⅰ－５　スタートアップ支援の拠点形成と成長の好循環

周辺市町村　圏域

- 大都市による機動的な都市経営の効果が圏域内に波及し、**スタートアップの創出と成長支援**が加速される。（スタートアップエコシステム拠点を形成）
- スタートアップとの連携の加速により、**社会や圏域の課題を成長のエンジンに転換**できる。
- **新たな繋がりを生むプラットフォームを形成**し、**成長の成果を圏域内で好循環**することができる。

キーワード　**スタートアップ創出支援**　**拠点形成**　**成長の好循環**

●スタートアップエコシステム拠点形成の事例【特別市実現による効果】



特別市が中心となって**社会や圏域の課題を成長のエンジンに転換**

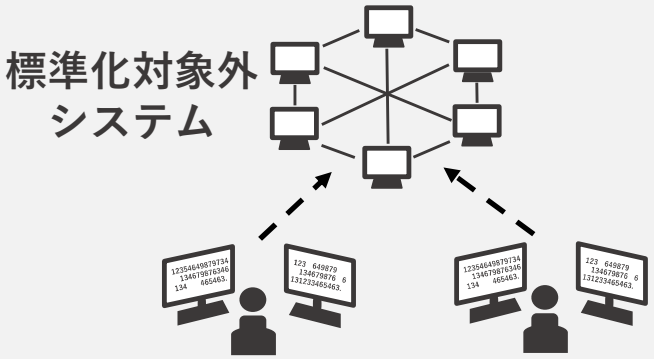
Ⅰ－６　DXの技術の共同利用

周辺市町村　圏域

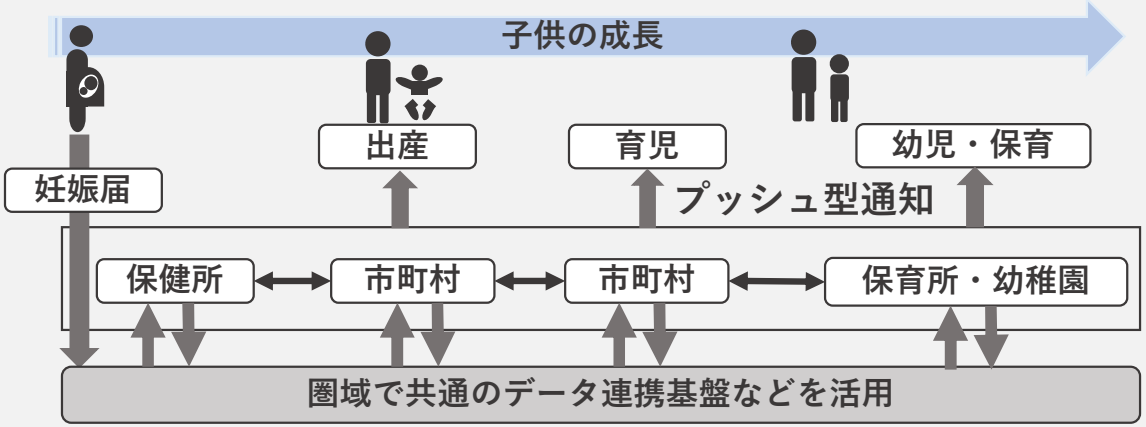
- **圏域内で共通のプラットフォームを活用**し、**大都市が構築したシステムを共同で利用**するなど、証明書発行や社会福祉に関する手続きをより効率的に実施することができる。
- **高度な医療機関や教育機関の知見**を、**オンラインを通じて遠隔地の市町村にも一層提供**することができる。
- **圏域での連携が進むことで、先進的な取組を一層展開**することができる。

キーワード　**デジタル技術の活用**　**遠隔地連携**　**先進的な取組の展開**

● デジタル技術の共同開発・共同利用の事例【特別市実現による効果】



特別市が中心となってシステムを構築し、
圏域内で共通して活用することで**業務を効率化**



先進的な取組事例を圏域内で共有し、
圏域全体で住民サービスを向上させる

特別市の有するノウハウの共有で事務の効率化と住民サービス向上を実現

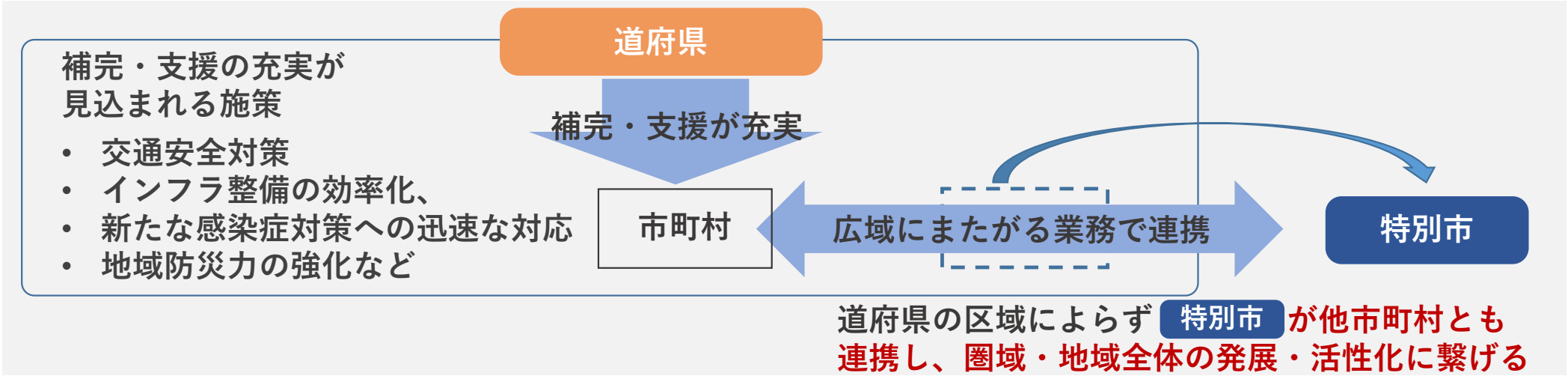
Ⅱ－１　道府県による他市町村の補完・支援の充実

都道府県　周辺市町村　圏域

- 道府県は、**特別市以外の市町村の補完・支援に注力**できるようになり、**道府県の有する人的、物的資源を必要な地域に集約化することが可能**となる。
- 更なる人手不足や専門職人材の不足が見込まれる中、道府県は、**人的面においても、特別市以外の市町村の補完機能を最大限発揮することが可能**となる。
- **道府県有施設の再配置**によって、特別市以外の市町村で、**より身近なところで施設を利用することが可能**となる。さらに再配置による**投資効果等で**特別市以外の**市町村の地域の活性化**をもたらす。

キーワード　**市町村の補完・支援に注力**　**資源の集約化**　**施設の再配置**

● 道府県による補完・支援の充実の事例【特別市実現による効果】



資源を集約化し、**特別市以外の市町村の補完・支援に道府県が注力**

グローバルに活躍し、国際競争力を向上させる具体事例

グローバル

大都市として、**グローバルにも活躍**し、**国際競争力を向上**させ、日本経済を牽引する

グローバルに活躍

1　海外都市との都市間競争における圏域の牽引

2　先端都市としての行政課題の解決・実証フィールドの魅力向上

3　地域の特徴・強みを活かした強い経済圏の確立

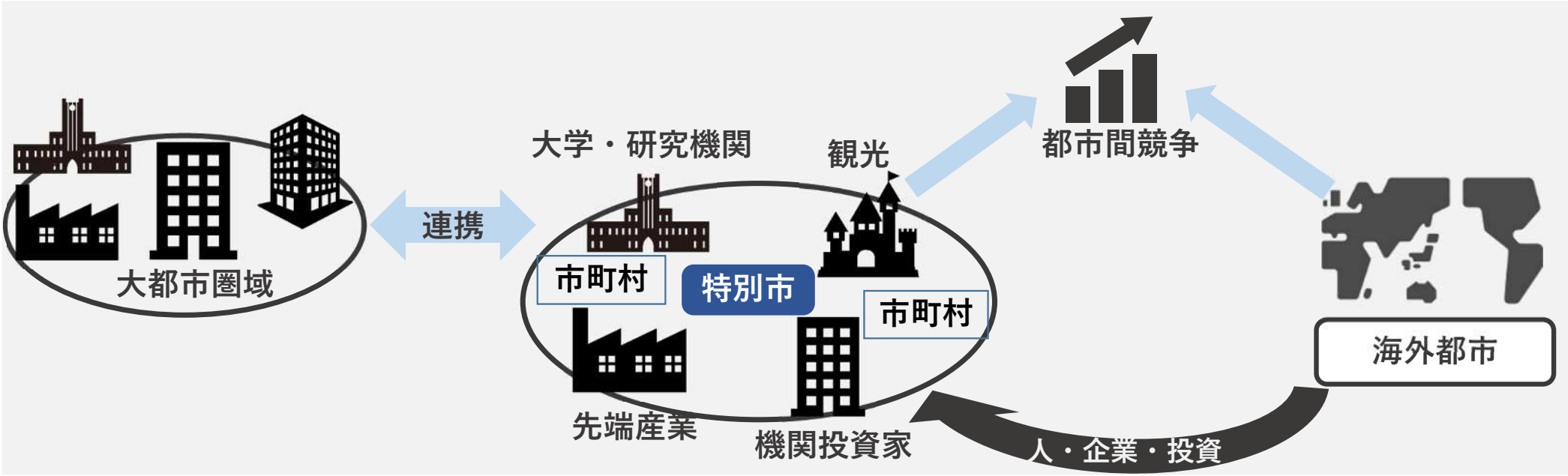
1　海外都市との都市間競争における圏域の牽引

グローバル

- 海外都市との競争下における**都市や圏域イメージの向上策、観光施策、企業誘致策の中心的役割**を果たすことが可能になる。また**海外から人や企業、投資を呼び込む効果**も見込まれる。
- **地域の特徴・強みを活かした分野での海外都市との競争**がより一層可能になる。

キーワード　**海外都市との競争**　**企業誘致促進**　**人口流入**

● グローバル都市間競争の事例【特別市実現による効果】



地域の特徴・強みを活かした分野での**海外都市との競争が一層可能**に

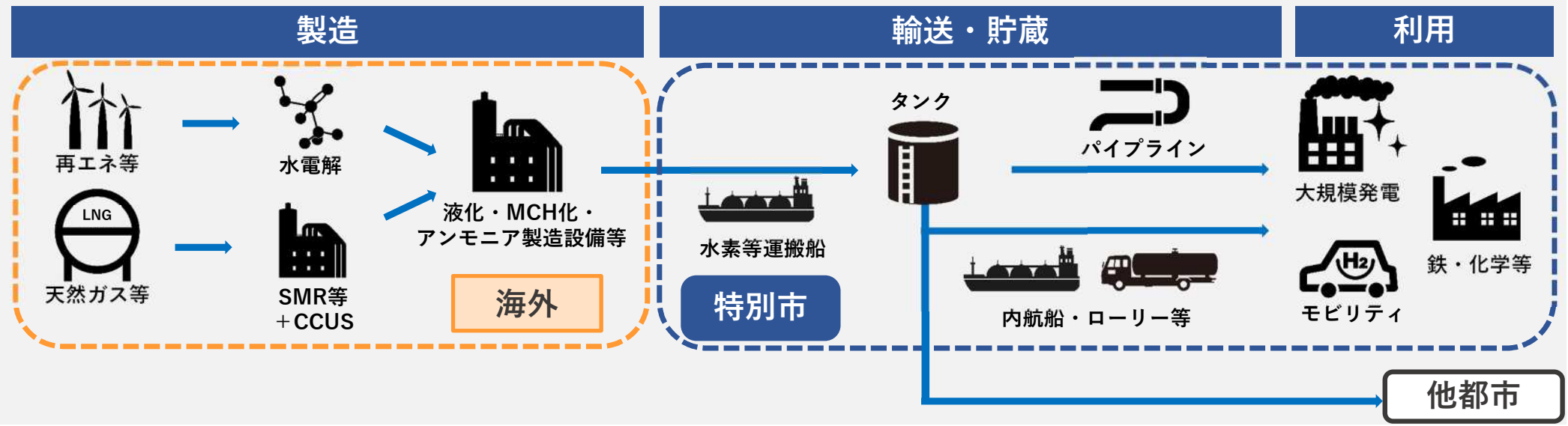
2　先端都市としての行政課題の解決・実証フィールドの魅力向上

グローバル

- 特別市が**国や企業等との調整役の中心を担い、都市や圏域の先端課題解決に向けた実証を展開**することが可能となる。
- 海外都市との超広域な連携を通じた取組などについて、中心的役割を果たし、**圏域における取組とも連携**しながら展開が可能となる。
- 先端都市として、**国の規制改革の積極的な提案**などを進め、都市としての魅力を向上する。

キーワード　**先端都市としての魅力向上**　**規制改革**　**海外との超広域連携**

● 国際的な水素サプライチェーンの事例【特別市実現による効果】



海外都市との連携の中心的役割を果たし、圏域における取組とも連携した展開が可能

3　地域の特徴・強みを活かした強い経済圏の確立

グローバル

- 自立性の高い特別市が、**その特徴・強みを活かして競い合うことで、**魅力ある文化や芸術、産業の集積、スタートアップ企業の誘致などを促進し、**強い経済圏の確立**が可能となる。
- 我が国に強い経済圏が複数生まれることで、**多極分散型社会が形成**され、**東京一極集中の弊害の是正が可能**となる。

キーワード　**強い経済圏の確立**　**東京一極集中による弊害の是正**　**多極分散型社会**

● 強い経済圏確立の事例【特別市実現による効果】



強い経済圏が複数生まれ、多極分散型社会の形成が可能